

紀美野町第2回定例会会議録

令和7年6月18日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和7年6月18日（水）午前9時00分開議

第 1 議案第61号 教育委員会教育長の任命の同意について

第 2 議案第52号 物品購入契約の締結について

第 3 一般質問

○会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏院亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
8番	北道勝彦
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	七良浴光

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川 裕康
副町長	細嶋 康則
教育長	東中 啓吉
総務課長	曲里 充司
企画管財課長	高田 真孝
住民課長	森谷 克美
税務課長	調月 克久
保健福祉課長	森谷 善彦
子育て推進課長	黒崎 智帆
産業課長	吉見 將人
建設課長	中原 貴康
まちづくり課長	米田 和弘
水道課長	長生 正信
美里支所長	(米田 和弘)
消防長	井川 豊一
会計管理者	湯上 増巳
教育次長	東浦 功三
代表監査委員	菊本 邦夫
選挙管理委員長	吉田 元重
農業委員会事務局長	(吉見 將人)

○欠席したもの

農業委員会会長 宮西 幸次

○出席事務局職員

事務局長	井戸向 朋紀
事務局書記	西本 貴哉

開 議

○議長（七良浴 光） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日、執行部から、議案第61号が提出され、また、議員提出議案として発議第2号が提出されました。本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、議案第61号については、本日の日程に追加し、提案説明のみとして、25日予定の本会議において審議・採決、発議第2号については、25日予定の本会議において、提案説明から採決まで行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

（午前 9時00分）

○議長（七良浴 光） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第61号 教育委員会教育長の任命の同意について

○議長（七良浴 光） 日程第1、議案第61号、教育委員会教育長の任命の同意について議題とします。

説明を求めます。小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第61号、教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

追加でお配りいたしました議案書の1ページをお開きください。

まず、提案理由から申し上げます。

去る4月25日付で、東中教育長から6月30日をもってその職を辞したいという旨の申出がありました。

東中教育長は、平成31年3月より、教育行政のトップとして教育長の責務を果たしていただいてまいりました。私といたしましては、長い教育現場での経験や知識を生かし、まだまだ町の教育や文化、生涯学習に力を発揮していただきたいと強く引き止めたところでございますが、健康上の理由ということでしたので、その申出を承諾し、また、6月2日に開催された教育委員会においてもこれに同意いただいたところでございます。

それに伴い、後任の教育長として、中野卓哉氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり

ます。

議案に添付しております参考資料を御覧ください。

氏名は、中野卓哉。生年月日、住所、そして、略歴は記載のとおりでございます。同氏は、平成31年3月、定年により校長職を退職後、同年4月より現在まで、紀美野町青少年センター長として勤務していただいております。同氏は、職務に精励し、見識豊かで人望も高く、優れた人格は、教育長として適任であると考えますので、御同意いただきますようどうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、議案第61号の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

◎日程第2 議案第52号 物品購入契約の締結について

○議長（七良浴 光） 日程第2、議案第52号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） おはようございます。

それでは、若干お聞きしておきたいと思います。

3トンのダンプ、ローダーダンプの購入ということでなっておりますけれども、これで、7業者に入札に参加するように要請されて、そのうち、棄権と辞退が4件ございます。そういうところについての、どうしてそういうふうになったのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） おはようございます。美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

指名業者につきましては、7業者指名をさせていただきました。そのうち、辞退者が3業者、棄権した業者さんが1業者ございました。

まず、辞退者の理由でございますが、その業者さんの取り扱っている車種が新型の車種に交代する時期であるため、入札までの価格の算出が困難なため辞退をしたいという

ことと、それから、もう一つが、入札の日に、業者さんのはうで他業務と重なったため参加できないということで辞退と至ってございます。また、棄権をされた 1 業者につきましては、理由は同じなんですけども、会社の都合でこちらのはうに来れないということであったんですが、事前の連絡がなかったため、棄権ということになってございます。

以上でございます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

- 議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 念のためにお聞きしますけれども、今、答弁をお聞きしたら、時間的に足りなかったというところもあったかのように聞いたんですけども、そういう面では十分に、そういう入札までの間の期間というのを取っておられたのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。
- 議長（七良浴 光） 中前建設課長。
- 建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

入札のこちら物品の購入ということで、閲覧期間というものは町の決まりにあるよう
に十分日数は取って対応してございます。

以上です。

- 議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） ちなみに、その閲覧期間というのは何日取ったんですか。
- 議長（七良浴 光） 中前建設課長。
- 建設課長（中前貴康） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

10日間は取ってございます。

以上です。

- 議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。
- 6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

- 6番（埴谷高夫） 今おっしゃったような理由でしたら、それは入札参加を最初からやるつもりがないと思われても仕方のないような話ですよね。例えば、入札に参加したいと切に望むなら、当日、何か用事があって参加できないとか、そんな理由は理由にならないでしょう。前もって入札日が決まっているわけですから、その日に都合を合わせて、そして、代理でもいいわけですから、誰でも参加できるわけですよね。そういう

うことがなされてないというのが問題だと思います。

このダンプ造っているのは1社ですからね。指定してこの機種をといったら、私は非常に範囲が狭まってるんだと思います。ローダーダンプ、一般にいろんな会社造っていますから、それで大体で募集するとなったら、これはまた話替わってきますよね。だから、それはちょっと違うんじゃないかという、課長さんおっしゃるのは違うんじゃないかと思います。

それともう一点は、職員の方で、大型になるわけですね、これ、3トンですけれども。免許を持ってらっしゃる方、正職員の方で、そういう方が何人、課長さんのところでいらっしゃるのか。よその課じゃないですよ。建設課でそういうことができるのは何人いらっしゃるんでしょうか。また、特殊車両を上に乗せるわけですから、その運転についてもお伺いしたいと思います。

(6番 塙谷高夫 降壇)

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうから、塙谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、3トンダンプの仕様でございますが、ローダーダンプという、参考でこの車種をお示しさせていただいておりまして、車種は、1社のみならず数社取り扱いできるということは確認してございます。

次に、免許の所有でございますが、この3トンダンプにつきましては、町で4名いらっしゃる作業員さんが利用するダンプでございまして、その4名の方全員免許を取得してございます。また、ダンプと同時に、ローダーダンプの目的の一つであります小型建機を積載して運べるということもメリットの一つでございまして、それらの免許も必要となってございまして、その4名の方は全て取得していただいているということでございます。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） 入札の参加の話されなかつたので、答弁願います。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。
○建設課長（中前貴康） 失礼いたしました。すみません。答弁が漏れてまして申し訳ございません。

入札の参加ということで、業者さんから入札に参加したいよということで指名願というものを、入札参加資格申請書を提出していただいて、町のほうで受理してございます。

それで、今回、その中から3トンダンプの購入についての業者を選定させていただき、指名させてもらったのが7者でございます。その中で、先ほど言われました辞退でありますとかというのは、その業者さんの取り扱っているダンプが、今の現行のダンプから新型のダンプに切り替わって、値段の確定がメーカーでまだしていないため、価格の算出ができなかったということで2者が辞退ということと、残り二つ、辞退ですけども、出張のためということで聞いてございます。

もう一つ棄権が、当日の人員の、会社の都合によってということで、会社の事情がございまして、分かっている事前には辞退することは権利の一つでございますので、それは仕方がないのかなというふうに考えてございます。

また、棄権された業者につきましては、当然、不誠実な行為の一つであると考えておりますので、注意の文書を送付して行っているところでございます。

以上です。

（建設課長 中前貴康 降壇）

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） 確認ですけれども、写真載ってますよね、あの写真を指定して、これですよと言ったんじやなしに、一般的にローダーダンプ、幾らぐらいの、大体、示せませんけれども、幾らぐらいのということでやったんでしょうか。

それから、職員さんですけど、私聞いたのは、正職員さんことを聞きたかった。4人雇ってらっしゃると、それは構わないんです。しかし、正職員さんでどういうことができるかというのが、非常に私大事だと思ってるんです。というのは、引き続いて雇用されるかどうかというのが不確定な人たちを、このローダーダンプ、運転できるということだけで入れて運用しようというのは、いささか私、考え方が違うんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり非常の災害時に職員が先頭に立ってやらんなんというところが、利用されるわけですから、そういうときに正職員さんで誰もいませんよというのでは非常に心もとないと私は思うんですけども、免許を取りに行くなんていうようなこ

とは奨励して、町長さんでも構いませんけども、やっていくべきだと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

話戻ります。この機種の指定ですけれども、1社しかないですね、この写真見せて、これだということになったら、それはどうなんでしょう。これじゃないんですか。この写真を見せてこれですよということで、入札に参加してくださいというんでないんですね。

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 塙谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

仕様につきましては、写真の提示等はしてございません。当然、仕様につきましては、まず、ダンプで、エンジンはこうですよ、仕様はローダーダンプですよ、例えば、荷台は強化しているものですよということで、それは各業者が対応できる仕様を選定して、仕様書と、言葉で表示して、提示してございます。

それから次に、本庁の建設課にいてる職員9名のうち7名が、ダンプの運転をできる免許を取得している状況でございます。

まず、ダンプの免許の状況ですが、建設課の本庁では9名のうち7名が持っているということで、全体で何名持ってるかというのは現在把握してございません。また、特殊の重機の免許でございますが、建設課ではたしか2名持っているというふうには聞いてございます。あとはちょっと把握してございません。

以上です。

○議長（七良浴光） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 参考までに教えていただきたいんですが、この入札に応札された2者、落札者も含めて2者それぞれが、どこのメーカーのダンプをベースに見積りを出されてきたのかということを、御参考までに御回答願います。

以上です。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、桐山議員の御質疑にお答えさせていただきま

す。

応札業者は3業者ございます。それで、3業者のうち、入札時には金額のみの応札でございます。その後、落札した業者とは、どの仕様なのかということで再度確認することによりまして、業者さんが、当然一つ、三菱ふそう自動車販売さんにつきましては三菱ふそうの自動車であろうということは想定できるんですけども、これにつきましては、入札時にはちょっと確認できないという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

落札した、今回、契約の議案としてさせていただいているものにつきましては、なかモーター自工さんにつきましては、三菱ふそうの自動車、ダンプというふうになってございます。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） すみません、2者と申し上げましたが間違いで3者というごとでございました。大変失礼いたしました。

落札業者の見積りベースは分かったんですけれども、応札する際に、どのメーカーのどの車種というふうな特定をした上での応札をしてもらったほうが、価格はもちろんそういうなんですかけれども、細かいスペック、仕様等はそれぞれの会社で多分違ってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうところを含めれば、そういう情報も提出していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 桐山議員の再質疑にお答えさせていただきます。

確かに、入札時の仕様がはっきり分かるものがあれば確かに分かりますが、落札いただいた業者に、落札決定後に仕様書を提出いただきまして、納入する車種はこれですよということでいただいて、それを町のほうで当初設定した仕様と確認して、それで、次のステップに移るという形になってございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（七良浴 光） 3番、桐山尚己議員。
- 3番（桐山尚己） ということは、少なくとも町が示した大前提にかなつたものをベースで見積りを提出していただくということを大前提として、価格ベースで落札者を決め、その後、それに本当に合致しているかということを確認すると、そういう手順だということですね。了解しました。
- 議長（七良浴 光） 中前建設課長。
- 建設課長（中前貴康） 桐山議員の再々質疑にお答えさせていただきます。
- そのとおりでございます。
- 議長（七良浴 光） しばらく休憩します。
- 休憩
- （午前 9時23分）
-

- 再開
- 議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- （午前 9時23分）
- 議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。
- これから、議案第52号に対し、討論を行います。
- 反対討論を行います。
- （「なし」の声あり）
- 議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（七良浴 光） これで討論を終わります。
- これから、議案第52号を採決します。
- 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
- ◎日程第3 一般質問

○議長（七良浴 光） 日程第3、一般質問を行います。

本日は、一般質問の通告において、質問の相手が農業委員会会長とありますが、欠席届が提出され、正当な事由と認めましたので、代わって委任を受けた農業委員会事務局長が答弁することになりますので、あらかじめ御了承願います。

質問者は、一つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は6人です。

本日は、6人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） それでは、議長さんのお許しを得て一般質問を行ってまいります。

まず初めに、公共事業のあり方についてお聞きします。

最近の紀美野町における公共事業は、従来の、要するに一番いい方法だという競争入札、そういうふうなやり方から、プロポーザルやDBOなどというやり方が取り入れられております。

これで、町内業者が参加できないということになっておったり、さらに、公共事業というのは、建設した橋や道路、建物で、それによる住民にサービスを提供するとともに、その町に事業によるお金を落とし、それでその町の景気をよくするなどの効果を狙っているはずであります。そして、入った事業費は、その町で循環させることが大事というふうに聞いております。

町の公共事業に対する考え方はどうかお聞きしたいと思います。

次に、神野市場めら池下ソーラーパネルの工事についてお聞きします。

めら池下のソーラーパネル敷設工事はどんどん進んでおります。以前の質問において、近隣の住民の方々は、強風によるパネルの飛来や、軟弱地盤によることから起こる、極端な話、パネル架台の変形による出火等の心配もされております。

私の質問に対しまして、安全性の確認をするという答弁があつたように思いますが、

それは確認されているのか。その方法はどんな形で行われているのか。住民の安全性の確保ということからお聞きしたいと思います。

次に、選挙の投票率の向上についてお聞きいたします。

さきの知事選挙から投票所の数が減少されました。高齢化が進む町において、以前から投票に行きたくても行けないという方の声を聞いてまいりましたが、さらに行けない方が増えたのではないでしょうか。

また、期日前投票所も、投票日1日前に支所においても実施されるように改善されましたけれども、ほとんどの日はこの本庁の1か所であります。

隣の海南市では、2か所であったのが3か所に増やされ、さらにあと2か所増やされました。

高齢化された紀美野町においては、移動に関することから考えなければならないと思いますが、町のこのことに対する考え方をお聞きしたいと思います。

次に、台風時期を見据えた対策についてお聞きします。

これから梅雨による降雨、さらに台風の発生が心配される時期になってまいりました。以前から、水害の被害に遭われる地域に住む方々においては、心配な時期にあるというふうに思います。町もそのことから対策を取ってきてくれてると思いますけれども、その状況をお聞きしたいと思います。

次に、旧美里中学校についてお聞きします。

この春に廃校になった美里中学校についての活用についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） おはようございます。私からは、美濃議員の最初の公共事業のあり方についての御質問にお答えいたします。

紀美野町では、地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、町内事業者の育成・成長を考慮し、発注業務に取り組んでおります。

議員おっしゃられるように、公共事業の事業者選定について、近年は、国や各自治体

において、プロポーザル方式やD B O方式など、一般の方になじみのない様々な手法が用いられるようになっています。

これは、従来の行政主導の施設整備や運営方式の課題を克服するため、民間と連携し、効率性や民間のノウハウを活用することで、財政負担を軽減しつつ、質の高いサービスを提供するために考案されたものです。

社会の変化とサービスの多様化に伴い、従来の方式では十分な対応ができないため、紀美野町においても、このような手法を駆使しながら課題解決に努めてきたところです。

紀美野町では、基本的に指名競争入札を用いて事業執行を行っています。しかし、これに適さない案件につきましては、例外的にそれぞれに合った手法を選択しながら、公共事業の執行に努めてきたところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） おはようございます。

それでは、私からは、美濃議員の2番目の質問、神野市場めら池下ソーラーパネルの工事についてに対してお答えさせていただきます。

以前の一般質問で回答させていただきましたが、神野市場地区におきまして、再生可能エネルギー発電事業に関する事前協議申請書が昨年9月26日に提出され、事前協議を実施しております。その後、10月11日付で事前協議申請書を受理し、同月29日に事業者が住民説明会を開催し、12月4日付で事業計画書が提出されております。また、令和7年3月13日付で工事着手届が提出されており、現在、工事を実施しているものと認識しております。

美濃議員御質問の安全性について確認されているのかとのことです。事業者からは、長期にわたって使用するものであり、地盤調査を実施した上で適切な工事の実施を行っている旨連絡をいただいております。住民の方で心配される方がおられるのであれば、御連絡をいただければ、その方に対し説明をし、対応させていただくとの回答もいただいております。

今後も気になる点等ございましたら、まずは事業者に確認を行っていただき、双方に

おいて連絡を取り合いながら、不安のない環境づくりを構築していただければと考えます。

以上、簡単ではございますが、神野市場めら池下太陽光発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（七良浴 光） 吉田選挙管理委員長。

(選挙管理委員長 吉田元重 登壇)

○選挙管理委員長（吉田元重） おはようございます。紀美野町選挙管理委員会委員長の吉田元重と申します。どうかよろしくお願ひします。美濃議員からの選挙管理委員長への御質問3問目、選挙の投票率向上についてお答えさせていただきます。

なお、今回の議会答弁ということで、初めての答弁ですので、どのような答弁の仕方が分かっておりませんので、議会の進行を妨げてはいけないこともあります。今後、全ての答弁において、これまでの質問内容を踏まえ、曲里書記長に答弁させますので、議長及び美濃議員、どうか御了承のほどよろしくお願ひします。

さて、質問の、さきの県知事選挙より、持続可能な選挙運営のため、町内投票所を21か所から16か所へ見直しを行い、今回の県知事選挙の全体投票率は53.64%となり、単純比較できませんが、前回、令和4年、県知事選挙の55.15%からマイナス1.5%の減少となりました。期日前投票におきましては、53.41%と前回の49.64%から3.77ポイントの増加となりました。

選挙に必要な人員確保が年々厳しさを増していること、また、投票所の設営・運営には一定の経費と時間を要することから、限られた財源と職員数の中で、全ての地域に対して従来どおりの規模での体制を維持することは、現実的に極めて難しい状況となっております。

また、期日前投票については、支所における実施日を投票日前日の1日に拡充することで、地域の利便性の向上を図ってきたところですが、さらに日数や会場数を増やすことについても、人員的・財政的制約の中で慎重に検討を重ねる必要があります。

海南市においては、人口規模や予算、人員体制等の事情が本町とは異なることもあります。単純な比較では語れない側面がございます。

紀美野町選挙管理委員会としては、限られた体制の中で、できるだけ公平かつ効率的な投票環境を維持していくことに努めてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

投票日当日に投票に行けない見込みの方は、時間的余裕のある期日前投票を御利用いただければと思います。

以上で、美濃議員の3問目、選挙の投票率向上についての答弁とさせていただきます。

(選挙管理委員長 吉田元重 降壇)

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の4問目、台風時期を見据えた対策についての御質問についてお答えをさせていただきます。

町では、災害時の対応について、様々な対策などを行ってまいりました。

まず、避難場所につきましては、災害時の浸水状況や過去の避難実績等から、小川小学校体育館、志賀野体育館、志賀野地区公民館を除外し、また、新たに東野集会所、毛原下集会所を追加し、地域住民からの強い要望を受け、小畠集会所、吉野集会所、福田集会所、国吉多目的集会所、上真国多目的集会所、新生町集会所、柴目河南集会所の計7か所を新規及び再指定を行いました。

また、避難実績のある避難場所から優先的に開設し、それが完了した段階で避難情報を発令しています。

各避難場所には、常時備蓄物資を配備し、毎年点検も行っているところです。

次に、真国川の新たな避難情報タイムラインについては、より確かな避難情報を発令するため、真国川上流を巴王橋に県が設置している水位計で判定を行い、真国川下流を滝本橋の水位計で判定を行うことで、上流と下流を分けた避難情報タイムラインを再構築いたしました。

次に、県道高野口野上線の通行止め措置についても、蓑原橋の水位計が4メートルを観測した段階で、海南工事事務所へ連絡を行い、県が対応できないときは、町が県に代わって通行止め措置を行うこととしています。また、消防団のお力を借りて、町内14か所に土のうステーションを整備しております。

最後に、災害対策本部の設置基準について、災害対応で迅速な意思決定を図るため、3段階の配備体制とすることで、災害対策本部の設置を迅速に実行し、災害対応に当たります。

先日、気象台から近畿地方が梅雨入りしたと発表されました。梅雨時期は大雨や長雨による土砂災害や水害が発生しやすくなります。こうした災害に遭わないために、雨量

や土砂災害の前触れに注意し、避難方法や避難場所を確認するなど、自分の安全は自分で守るという気持ちで、日頃から災害に対する備えをお願いいたします。

以上、台風時期を見据えた対策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） おはようございます。それでは、私から、美濃議員の旧美里中学校についての御質問にお答えいたします。

美里中学校と野上中学校は、令和7年4月に統合し、それぞれの歴史を引き継ぎながら新設紀美野中学校として歩み始めました。

野上中学校の校舎を紀美野中学校の校舎として活用しましたので、美里中学校の校舎について、今後どうしていくかが課題となっています。

昨年度までは、統合は決定していたものの、美里中学校に通学している生徒たちに配慮し、統合後の施設の利活用については進めてはおりませんでした。現在は、旧美里中学校の校舎内の備品等の整理を紀美野中学校と協議しながら行っているところでございます。

今年度から、旧美里中学校の校舎等の利活用について、民間活用も含め、十分検討しながら進めてまいりたいと考えています。

以上で答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、公共事業のあり方でございますけれども、今、現在、だんだんと時代が変わって、従来のやり方では十分な成果が得られないような、そういう答弁であったかというふうに思うんですけども、何ら支障があるんですか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 御質問にお答えいたします。

支障があるかというお話ですが、やはり指名競争入札であると、そういった基本的な仕様をつくり上げていくということも必要になってくるんですが、例えば、計画の支援

であるとか、専門的な技術とか創造力が求められる分野、そういうことについてはなかなかその指名競争入札というのは適さないということになりますので、そういう課題解決を図っていく場合には、プロポーザル方式とかいうものを活用して、課題解決に努めていくようにしております。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 何か話を聞いていると、どうしてもプロポーザルやD B Oというふうなところに行くような感じなんですけれども、やっぱりコンサル入れるんでしょう。それで設計入れるんでしょう。そのところで町の職員さん方のアイデアも入れるなんか分かりませんが、そういうプロの方の意見も入れて設計書をつくり、その基に工事人を決める入札をすると。こうではないんですか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 例えば、分かりやすく説明させていただきますと、いろんな計画を例えればつくりたいといったときに、そういったときは、そういった専門の知識であるとかが必要になりますので、そこに仕様書をつくり込むというのはかなり難しいものがあります。その仕様書、なかなか難しいので、アイデアとか、そういったものを盛り込んでいただく、創造力を求める分野であるとか、そういうものについてはやはりどうしても指名競争入札では対応できないという部分が出てきますので、そういった案件については、プロポーザル方式みたいな形のものを使って解決していくということで対応しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） どうにもそのほうに話が早く進んでいくということに思われて仕方ないんですけれども、やっぱり町の職員さんだけで考えるんじゃなくて、当然そういうアイデアを持ったコンサルを入れるんでしょう。また、設計屋さんも設計屋さんのそういうふうな理念なり、そういうふうな情報なりをもって設計されると、そういうことですから、そのところで問題はなく進んできたんではないですか。今のやり方で、今現在一つできてますけれども、そういうふうに特別なものに思えないんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 紀美野町におきましては、基本的にはやはり指名競争入札というものを大前提にやって執行していくのが原則としてやっております。

先ほど言わせていただいたように、特殊な案件、これについては例外的にそういった方式を活用して進めてきているというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほど言いましたように、例えば、町の、何ですか、商品券ですか、そういうものを景気対策として以前から、コロナのときにもあったかというふうに思うんですけども、お金じゃなくて、お金をという要望がありますけれども、あくまでも商品券とか、そういう形の中で町内で回してもらうということでやってきましたよね。そういうふうな形で町内の方々が景気を少しでもよくしてもらおうと、そういう対策を取っているのに、そういうこの事業、町内の業者もできるのに、そういう点で、先ほど課長も言われた町内業者育成というふうな観点、また、町内に公共事業のお金を落としていくということについて、そのところは十分に把握されてるんですか。

○議長（七良浴光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 町いたしましては、基本的にやはり町内事業者を第一に考えておりまして、町内でできる事業は町内、それが、取扱いが可能な事業につきましては町内の事業者に参加していただくということを大前提に考えて取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、答弁いただきましたけども、町内でできることは町内でと。ですから、物によっては分離発注とか、できるだけ町内にそういう工事をしていただいてお金を落としていくと。そういうふうなことについては十分に考えられていくということであるんですね。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員から御質問を何回かいただいて、本当におっしゃるとおり、町内業者を育成して、大きな災害のときには町内業者に助けてもらわんとあかんというのは本当にそのとおりであります。そのためには、しっかりと町内業者に普段

から頑張ってもらうというのは大変大事なことでありますので、課長が申したように、基本的には町内業者でやれるものは全て町内業者でお願いしているというのが実態であります。

それと、基本的には指名競争入札でやってますが、それは金額だけで争う場合にはそうなりますが、例えば、計画の策定を幾つかの業者からやってもらわんとあかんといったときには、金額だけではその業者を判断できないというあたりについては、提案型ということで、こんな計画をつくる、この金額で我が社はつくりますよというようなことを何者から提案をいただいて、そして、審査の上で最終的に、この業者であればいい計画をつくってもらえるかなというあたりのものをプロポーザルで、そういう手法で決めていくということはしておりますが、この金額でという決定している金額であれば、当然、指名競争入札で全てやっております。こうやって申しますと、大きな事業であっても、できるだけ町内業者に、その中でも下請でもやってもらえるものがあればというような話は常にしておりますので、昨年度完成した、例えば、水道事業なんかにおいても、町内業者も関わってくれてると聞いておりますので、基本的には町内業者をまず第一に考えて進めております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長も言われましたけれども、前町長からもその点では言われました。要するに、何年か前に停電が起こりましたよね、町内で。あれは台風でしたかね。全国一斉にありましたから、なかなかこの町に来てくれないと。場所によつたら1週間、あるいはもっと1週間以上かかったところもあるかというふうに思います。ですから、やはり町内業者の育成を考えておかなければ、今後起こる災害時にその対応が取れないということになると。そういう観点から町内業者の育成ということが大事かというふうに思うんですね。

それでは、プロポーザルをやることですけれども、意味はありますか。私ちょっとと思ったんですけども、さきのスポーツ公園においても、この春、3月議会の直前にまた体育館を二つに割るというふうなことまで突然言われてびっくりしたんですけども、そういうふうな流れから見て、果たして、プロポーザルをそれだけ期待できるのかどうか。従来のやり方で十分であるかというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほどからプロポーザルの手法というのは、金額だけを争う、それは指名競争入札で、金額を争うのは競争入札でやっておりますが、プロポーザルの中では、もちろん金額もありますが、その事業の内容を、こんな事業とかという、さつき申ししたようにアイデアも含めて私どもの会社はこういうものを考えてますよということをまず前提に考えて、そういうものを各社から提案をいただくということで、それがいわゆるプロポーザル方式というものでありますので、あくまでも金額だけで競争するのは指名競争入札であります。基本的には指名競争入札でいろんな事業を執行しております。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そのアイデアを提案してもらうということなんですかけれども、あまり期待できんかったのはスポーツ公園だったというふうに思うんですけれども、こういうふうに普通にコンサル、あるいは設計業者、そのところで十分に賄える問題ではないでしょうか。

プロポーザル、ましてやD B Oになってまいりますと、全ての事業がその業者になってしまふ。町内業者がそれに参画することも難しい。そういうふうなことにならなければ、D B Oになってくるとそういうことになっていくんですね。ですから、できるだけ従来のやり方、競争入札という形を取れるのではないか。あえてものすごい難しいアイデアの提案をしてもらえる業者って我々よう選びますかね。コンサル、それから設計業者で十分にカバーできるんではないですか。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員言われるように、設計業者に設計をしていただいたら、それは当然その設計書に基づいて競争入札をもちろんします。ですから、そういうことも今一生懸命やっておりますし、今後もそういう形では続けていきます。設計書をつくる段階で、その段階で、今回、D B O方式を採用したスポーツ公園のリニューアル事業というのは、具体的にどういうものを造ろうかということを含めて提案をいただいたということになります。ですから、D B Oということは、デザイン、ビルト、建設、オペレート、後の管理運営を総合的に勘案して11者のコンソーシアムで提案をいただいたということになりますので、D B O方式というのは今回初めて採用いたしました。今後

もそれを使っていくんかと言うたら、それを今後使っていくとは今申し上げられませんが、今後、どういう形でのやり方が一番ふさわしいかということを考えて進めていくわけなんですが、言われるように、指名競争入札というのは基本的に、これを中心になって考えていくというものです。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、今後について、そういう競争入札というのが本来一番いいんだというふうに言われてきたんですよね。そういうふうな形で来るので、十分に町内業者を育成するということもあったりして、事業については町内業者を使っていくと。分離発注とかいろんな形もあったりしなければ町内業者ができない部分もあるかというふうに思いますけれども、その辺については、町は十分に考えていくというふうに、できるものは町内でやるということについてはそれでよろしいですね。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員おっしゃっていただいたように、町内業者でできる工事は町内業者にお願いしたい。町内業者でできる工事を町外の業者に発注することは基本的にはありません。全て町内で回していただきたいなという思いで進めておりますし、今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことで、町内の業者の育成ということでございますので、次に移りたいと思います。

ソーラーパネルの問題であります。めら池下の。これについては、先ほどから住民の皆さんと話合いをしたということですけれども、そこで業者は席立ってるんですよ、途中で。課長さんも住民説明会に十分に参加して、聞いとくべきではないですか。そこではつきりと、私も行かせてもらいましたけれども、もう途中で席を立つと。今後については書面でくれということであって、今度、書面を送ったら、今度は知らんという答弁で、そこから向こうは何も言うてこんと。その一方でどんどんと工事が進んでいったんですよね。課長さんも言われましたけども、安全性については、確認するということで、何かしたというような話ちらっと聞いたんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美）

美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

業者の方が途中で退席されたというのは説明会の話なんですか。ちょっと私、その説明会に出席させていただいているので、途中の退席というのがどういう状態、一応説明が終わって、質疑応答が終わってなのか、その後、個人ごとの質問で対応するかされないかという、その辺がちょっと理解してないんで申し訳ございません。

事業者さんにお話は伺っておりまして、現場での載荷試験と地盤調査等はなされると伺っております。杭のタイプも幾つか使用して万全に、事業者さんのはうも最低30年ぐらいはこの施設を使用したいということをおっしゃってまして、すぐに倒壊するようなことはないような施設を造っているということでお伺いしております。

また、低圧の小規模の太陽光設備であっても、2023年3月から使用前自己確認ということで、経済産業省が求める指標に基づいて現地を確認し、基準を満たしているものを経済産業省に報告してから使用するという形になってますので、それに不備等があれば、技術的指導が経済産業省からなされるものと認識しております。

この太陽光設備自体なんですけど、比較的近代的な設備でありますので、家の近くとかにできるということが比較的例がなかったことで、不安に感じることもあるかというのは私も十分理解しております。それだけにやっぱり事業者と住民の方が何かあったときに連絡取れなかったりするというのが一番対応できなかったりする原因になると思いますので、なるべく事業者と地元の方が相互に連絡を取り合えて、何かあったら事業者に連絡したり、事業者が住民の意見を聞いて対応できる、そういう関係性の構築がまずは一番だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（七良浴光）

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）

紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例というのが令和3年につくられておりますけれども、この目的として、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めるということあります。要するに、こういうことで町民の皆さん方の安全で安心な生活をしていただくということが前提になっているわけですね。

町長さんは、FITであれ、FITでなかれ、特措法でなかれ、住民のことを守る立場から同じ扱いをしていくと。違ったらおかしいですね。FITであったら、パネルが

飛んできて家が壊れた、F I Tでないから、飛んできてもそれはうちは知らんと、そういうことにはならんというふうに思うんですよ。町民の安全・安心を守るということが町にとって一番大事なことであるかというふうに思うんです。そういう点で、事前協議とかを進めていく中で、この問題について、どのように抑えるんかということが大事であって、また、課長さんが、その辺について、安全・安心のことについて、業者とどのように話し合われたのか、その部分をもうちょっと詳しくお願ひしたいと思います。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員から御指摘もいただきました。

令和3年12月に条例もつくって、それを大前提というのは、議員もおっしゃられたように、やっぱり住民の安全・安心を守るというのは本当に大きなところであります。安全・安心を守るというのは当然のことですが、当然、事業者からいろいろ事前計画とかいただくときには、事業者はそこで長期にわたって事業をやっていくとすれば、自らは、長く使えるものを造っていこうというのは、当然、事業者がそれを考えるわけでありますし、我々もそこらはしっかりと確認をしていきたいということで、事前協議でいろいろ協議をいただくわけなので、その上で事業を進められているということであります。

基本的には、条例をつくって、事業者の事業の邪魔をするわけではなくて、それはきちんととしたものを造っていただきたいと、そうした思いからの条例であります。これは皆さんに御理解いただいてると思っています。基本的に国が再生エネルギーの法律をつくって、それは東日本の震災以降の話であって、安全なエネルギーをということで進めているところでありますので、基本的には太陽光というのは、これはいいんですが、それによって近所の住民の方々の安全が守られなければいけないというのは当然のことでありまして、それを目指して条例をつくったということでございますので、そこらもう十分議員との考えは一致してるというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほど言いましたように、地元の方が書面でもって聞いてこいというふうなことであつたらしいので書面を送ったら、F I Tではないからそんな答える必要がないというふうな形で打ち切ったようなんですね、業者は。ですから、町としてこの問題について、どういうふうに考えておられますか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。
○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。
書面で質問されたことがF I Tの内容に関することなのかどうかというところが、ちょっと私も存じ上げていないので、その手紙の内容に回答できない理由というのはちょっと申し訳ございません、こちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） そのことについてはどのように対応されますか。
○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。
○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。
再度申し訳ないんですけど、その内容を把握しておりませんので、それが具体的な事案なのか、F I T法に関することで御質問されているかというのは把握しておりませんので、今のところこちらで対応するということは考えておりません。

すみません、具体的にどういう内容ですか御存じであれば一度教えていただければ、町の条例に関する部分であれば、事業所のほうに確認は取ろうと思います。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 条例もありますけれども、条例というのは、もともと町民の安全・安心を守るために、そこがまず基本でしょう。我々が自然環境の問題から、どんどんソーラー張れよと、どんどん進めなさいよと、そういうふうなことをする条例なんてすることないでしょう。住民を守ることが前提ではないんですか。
○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休憩

（午前10時10分）

再開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前10時11分）
○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。
○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどから説明の中で、地区住民の方で不安に思われている方がいれば、事業所のほうにお問い合わせいただければ、事業所のほうは回答するというお話もいただいておりますので、どういう質問をされているか一度、区長を通じて確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 確認はぜひやってもらいたいと思います。

それで、町として、安全対策として、業者に対して、今のやっている工事、もうあそこまで進んでしまってるんですが、そこのところは確認されてるんですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 先ほど最初の答弁でも申し上げさせていただいたんですけれども、3月13日付で工事着手届が出されてますので、それ以降ずっと工事のほうは進捗しているものと認識しております。最終、工事が完了すれば完成届ということで、また町のほうへ届出がありますので、それをもって最終完了の確認とさせていただきたいと考えております。

すみません、先ほどの最初の答弁でもお話しさせていただいているんですけれども、事業者から、長期にわたって使用するものであり、地盤調査を実施した上で適切な工事の実施を行っている旨連絡をいただいております。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 大事なことというふうなばくつとした話なんですが、具体的に以前から言っている、支持層に抜けないようになってるんかどうか。それは固定か、あるいは引き抜きか。何であれ検査については、やったという資料はもらってるんですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

その件につきましても最初の答弁で申し上げさせていただいたんですけれども、事業者さん、現地のほうを調査もされておりまして、住民の方でそういうことを実際聞きたい方がおられれば、御連絡をいただければ、その方に対し説明させていただくということでお話をいただいております。この事業者さんは、設置者であり、架台等の実際、製

造されてる方でもありますので、十分な調査と確認はされているものと認識しております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） ちょっとその言葉が聞き取りにくいんですけれども。申し訳ない。響くようなので。要するに、確認はどんな形でされたんですか。されてるんですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） ごめんなさい。お伺いしてるということで、事業者の方々が現地確認をきっちりしているということでお話は伺っております。詳細に知りたい方がおられれば、事業者さんの方へ御連絡くださいということで、事業者さんの方からお話をいただいております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 町としてそれでは、住民の安全を守るということについて、どこまでやられてるんか。向こうがやってるやっているということで終わってるんですか。
○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 実際、現地調査して、杭のタイプも何タイプかに分けて使用されていることもお伺いしておりますし、実際、設備使用前には、経済産業省の使用前自己確認制度に基づいて技術適合の確認をし、経済産業省に届けるものと認識しておりますので、技術的なことについては経済産業省の方で把握していただけたと認識しております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） それはちゃんと書面で、検査した結果、どこが検査したと、その辺のところの証明も入れたものをもらってるんですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） すみません、先ほどの聞き取りにくいこと也有ったかと思ひますので、もう一度御説明させていただきます。

技術的な面に関しましては、小規模事業用電気工作物につきましては、使用前自己確

認制度に基づきまして、経済産業省が定める確認事項を事業者が全て確認し、責任者も定めて、経済産業省のほうへ届け出こととなっております。それに適合したものが、実際、使用開始ということになりますので、技術的なことにつきましては、国の基準に適合したものを使用されるものと認識しております。

以上です。

- 議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 経済産業省に出したものですから、町へも当然写しはもらえるんですよね。
○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。
○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えします。

あくまで国の技術的指針に基づいて国に提出するものでございますので、町のほうへの提出ということについては、現在のところ考えておりません。

あくまで権限としましては、法の権限は国が所管するものでありますので、国のほうで、それが適合するものかどうかというところは確認していただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） そういうふうな姿勢でいいんでしょうか。やっぱり町もこのことについて、条例までつくって住民の安全を守るということであるんですから、それに対する対応というのはそれでいいんでしょうかね。
○議長（七良浴 光） 小川町長。
○町長（小川裕康） お答えをいたします。

もちろん条例をつくって進めているということがあります。もちろん事前協議であるとか、説明会の必要性云々とかというのは条例で定めておりますが、今、議員言われていてる技術的なところまでを、我々はそれは判断できるものではないので、そこらについては、経産省へ書類を出して、経産省で最終認めていただいたら、それは最終的にはオーケーということになるんだろうなというふうに考えております。申し訳ないんですが、技術的な云々について、我々はそういう専門的ではありませんので、書類の提出とか云々についてはもちろん指導はしております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 何遍も言うように、そういうふうなことをちゃんと町は確認せんかったらあかんのじやないですか。安全・安心をうたいながら、肝腎なことについては、それはもう国とのことであるから町は知りませんと、そんなんいいんですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の条例につきましては、町の条例制定前につきましては、電気工作物につきましては、個人の権限で国の認可を受ければ実施することができましたので、周辺住民の方ですとか地区の方ですとかがそのことを知らないまま設備の設置が始まるというような経緯がございました。地区によっては突然このような電気設備ができる驚いてるというような意見もありましたので、それでしたら条例のほうでこれを定めまして、地区住民への説明、町への届出、そういうことを事業所のほうに課することによって、事前にお互い事業内容を知ることにより、安全の確保ですとか、事業者との連絡の手段の構築ですか、相互においての連絡体制の構築ですか、そういうことができるようになるためとして条例のほうを制定しております。それによって住民の方も幾分相手方を知ることもできますし、何かあったときの連絡もできるということから、安心・安全に寄与しているものと考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） そこまで言えるんでしたらちゃんと確認してくださいよ。
住民の方々はもし、今あそこの、ちょっと実質的にあまりいいことないというふうに聞いてるんですが、それでパネルが飛んだり、いろんなことが起こったときに、町はあのとき、この議会でも取り上げられ、住民の方々も心配して声を上げてるとき、町長さんのところにも行かれたというふうに思いますけれども、そういうようなところで、事故が起こっても、それはもう住民と会社との関係であるのでと言えるんですか。町としても一つの大事なことにつながってきてるのではないですか。

○議長（七良浴 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） おっしゃられていることは十分認識をしている。ですから、安全な施設を造っていただきたいというのが町としての願いでもありますし、指導とすればそういうことを指導してるし、事業者から長期に耐え得るものを作っていくますよ

ということで今進めているという回答もいただいているということになります。

それと、先ほども議員言われたように、一般の方が書面で質問してもという辺りの話も含めて、区長がこの事業については事業者といろいろやり取りしているということも聞いておりますので、区長さんを通じて、そこらの辺りについては1回確認をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 要望についてもらつとったんですけども、こういうことを聞いたということですね。前回、設計図面、それから地盤・地質調査データ、構造計算書、災害予測と対応方法、生活環境影響調査書、絶滅危惧種の調査と保護・保全の方法等について回答してくれと、こういう要望をしたのに対して断つたんですよね、向こうの業者が。そういうふうないきさつで来てるんですよ。あくまでも、さっきから言ってるように、当然、引き抜き、あるいは地質的な、どんだけ硬いんかと、樺河池でも言われたN値との関係とか、その辺のところを十分に調査したものをもらってなかつたらあかんでしょう。本当に見せてもらったんですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただいたことも含めまして、地区要望として区長さんのはうに確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○11番（美濃良和） 確認してくれる。もう一遍ちょっとお願ひします。

○住民課長（森谷克美） すみません、確認させていただきたいと思います。区長にですけど。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、それを待ちたいと思います。

次に移りたいと思います。

選挙の投票率の向上についてお聞かせいただきたいと思います。

いろいろと難しい問題があり、一番の問題は高齢化という問題ですよね。これはもう本当にいかんともし難い問題であるかというふうに思います。でも、大事なのは参政権という本当に大事な権利を有権者が持っていると。その方々が行使できないとしたらや

つぱり問題ではないでしょうか。その辺で、委員長さんに言うても限界があるかというふうに思いますけれども、それに対して、町としての対応というのはどうでしょうか。

○議長（七良浴光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 先ほどの委員長の答弁にもあったんですが、投票所を減らすことが決して参政権を制限するものではないという認識はございます。できる限り投票日の当日に投票に行けない見込みの方につきましては、時間的に余裕がある期日前投票というのを積極的に御利用していただきたいということで、積極的に広報活動を務めているところでございます。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そういうことで、投票所の効率ということで答弁いただいたんですけれども、期日前も進めていただくと。しかし、現在、この細長い、30キロにわたる東西に長い地形というのは、ちょっとよそでは考えにくいような状況であります。そこに高齢化が進んできている中で問題が起こっているかというふうに思うんですよね。今まであった投票所で、投票日にはほんまによう行かんよと言われる方を私も何人か聞きました。その対策というのを考えなければならんのじやないでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（七良浴光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 移動については、当町の課題であるとは十分に認識しております。ですが、移動については、各個人の様々な事情もおありかと思います。なかなか選挙管理委員会として、皆様に公平・公正を期する必要があるという立場である以上、なかなか特定の方に対しての移動の支援というのは現在のところ行えないというような認識になっております。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 具体的にはどういうということについてはないわけですか。

○議長（七良浴光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 現在のところ、移動に対する手段というのは、現在考えてはございません。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） さきの委員長さんの答弁で、55.15%だったのが53.64%に減少したというふうなことが今お聞きしたんですけれども、それだけ落ちても仕方ないぐらい高齢化が進んできていると。それに対して、投票所を五つ閉めたということであって、余計にこれは投票率を下げることになるんじゃないかと心配しとったんですけれども、こういうふうに下がってしまったと。

これに対して、先ほど期日前が2か所という、これだけでもいかんと思いますが、それとも、ちなみにこれが2か所あったとしたら、全期間2か所あつたら、どんだけ積むのかということについてはどうでしょうか。

財政規模の問題についても御答弁されておりましたけれども、参政権という権利を考えた場合に、お金でもって、うちはお金がないから投票に行ってもらえやんよということは、これはあってはならないというふうに思うんですね。選挙制度というのは、あくまでもこれがあって、今の議員さんなり、国会、地方もありますし、また、市長さん等々、それがやってくれることを有権者が判断すると。ですから、本来、有権者というふうに国民全体で、あるいは町民全体で、県民全体でやるべき行政をお任せしてゐるですから、お任せした人が、全体の住民の方々の意思がどんだけ反映しているんだと。それをはっきり数字で表すのが選挙でしょう。その選挙が行けないとしたら、これは大事な選挙制度自体に問題が生じてくると、こういうふうに考えた場合に、投票率を上げていく、その手段というのは、これは錢金ではないというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（七良浴 光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 今回の県知事選挙の投票率につきましては、いろんな要素があるとは思います。ちなみに、紀美野町の投票率につきましては、町村で12番目の位置の投票率でございました。県下的にも低い投票率の中での今回の投票結果とはなってございます。

議員提案の海南市との比較にはなりますが、なかなか人口規模も6倍の差はありますし、もちろん財政規模の差も大きいです。職員数につきましても、3倍弱の開きがあります。ですので、なかなか人的な資源の立場であつたり、投票所の会場の確保というのはなかなか難しい状況になっております。

必ずしもコストだけの問題ではなく、マンパワー、限られた職員数の中でどう対応す

るのかというのを考えていく立場にはございますので、現状の職員数の中で対応し得る最大のことをやっているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 努力していただいていることは私も分かりますし、そういうことで評価しています。しかし、実態的にこういうふうな数字でもって選挙に参加できない。これは行政に参加できないということにもつながって、この議会制民主主義とかそういうふうな民主主義に対する問題にもつながってくると。そういうふうなことから考えても、やっぱり何らか、財政は厳しいことは分かりますけれども、考えなければならんのではないでしょうか。

○議長（七良浴 光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 同じ答弁の繰り返しにはなるかも分かりませんが、なかなかコストだけで課題解決をできるものとも考えておりませんし、もちろんそのコストの認識も必要ですが、マンパワーのこともありますので、こと、移動支援につきましても、できる限界、公平・公正の立場で取り組む上での課題もあると認識はしております。ほかの市町村の事例らも研究はしながら、一度、選挙管理委員会の中でも、委員長を交え、また検討はしていく方向にはあると認識はしてございます。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） どうしてもできないというふうな答弁であったかというふうに思いますけど、それは非常に残念な答弁ですよね。これは議会制民主主義というその制度が十分に機能していないということにつながる心配をしてるんですよ。

昔、今から80年ほど前ですか。1931年ですか。戦争へ進んでいった。37年にはいよいよ太平洋戦争にもつながっていったかというふうに思いますけれども、それは天皇の一言だったんですね。当時の制度はそういうことで、天皇さんの権限であったと。それではいかんということで、戦後、民主主義が導入されていて、そして議会制度が入ってきたわけですね。そういうことから考えて、その制度が本当に我々がきちんと、何ていうんですか、機能していくためには、第一段階の選挙でもって代表を選ぶと。これやらんかったら、今、私たちも非常に、隣国の問題と我々とリンクされることになってこないかというふうな心配もするんですね。やっぱり選挙制度をきっちりやる

と。それで、その制度があって、それが機能するということが必要ではないでしょうか。

○議長（七良浴 光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 何遍も同じような答弁にはなってしまいますけど、議員御指摘の移動については、十分課題としては認識はしてございます。ですが、なかなか選挙管理委員会の立場として皆さんに公平・公正を期するという必要がある以上、なかなか特定の方だけの移動の支援というのは現在行えないという認識がございます。ですので、時間的に余裕のある期日前投票の活用であったり、例えば、コミュニティバスの活用であったり、タクシー券の利用ということで、現在はお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ただ、何らかの、何ですか、ふれあいバスで行ってくれよということになってしまふんですか。現在では、本庁まで町内のあちこちから来てもらわなきゃならんということになるんですけども、そうせえということをおっしゃってるわけですか。

○議長（七良浴 光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 先ほど答弁申し上げたのは、あくまでも活用できるツールの御紹介でございます。コミュニティバスの利用も考えられますし、タクシー券の利用も考えられます。プラス、前日ではございますが、支所のほうでも期日前投票を実施してございますので、そちら辺を御活用いただきたいということでございます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これで納得せえと言われても私も納得できないわけですから、何らかの検討をして、少しでも前進をさせていくということについてのお考えはないんですか。

○議長（七良浴 光） 曲里選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（曲里充司） 今後の状況、各いろんな自治体の取組もあるとは思います。ですので、そちら辺、状況も確認をしながら研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） それでは、いろんな形があるかというふうに思います。こういうふうにこれだけ高齢化が進んできている町ですから、考えていただきたいと思います。ということで一応この問題は置きたいと思います。

次に、台風時期を見据えた対策についてお聞きしたいと思います。

今いろいろと対応がされてきているようなことでありますけれども、蓑原橋ですか、4メートルまで水が上がってきたら通行止めにすると。これは前回の本当に悲しい事故があったということでの対策であるかというふうに思います。また、さきの台風で、あそここの海南鋼管団地の下の浚渫等がされて整備されておったので、あそこでは被害が少なかったと、上がってこなかったということで、成果があったように聞くんですけれども、全体のそういうことについてはどうでしょうか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

蓑原橋付近の改修でございますが、昨年5月に県知事のほうに改修についての要望活動を行いました、その後、県のほうで、令和6年度には現地の調査、また、令和7年度においては、現地付近の測量を7月から始めるということで進めていただいているということをお伺いしてございます。

また、海南鋼管団地の浚渫等でございますが、毎年、町内のそういった土砂等のたまっているところのほうを県のほうに要望させていただきまして、昨年は海南鋼管団地の浚渫も行っていただき、令和6年度につきましては、4か所、浚渫を行っていただいているという実績でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 4か所の、この浚渫、されたということですけど、これはどことどこでしょうか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の質問にお答えさせていただきます。

県のほうで浚渫工事を行っていただいたところですが、貴志川の福田地内、それから、今答弁させていただいた下佐々の海南鋼管団地付近、それから、もう一つは下佐々の庄原地内、もう一つが、真国川の蓑原橋付近の合計4か所となってございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） これで大体皆、今まで被害出ているところは皆対応できた
わけですか。

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 浚渫につきましては、浚渫の箇所はさらにはかにも、例
えば、落合付近でありますとか、様々なところにも浚渫が必要だと思われるところは確
認してございます。そういった箇所は、毎年、県のほうに今後も引き続いて強く要望を
行なっていき、そういった不安等が少しでもなくなるように、県のほうにも要望していき
たいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） いろいろと対応していただいていると思いますけれども、
何にしても、本当に取ってはまた増えて、取ってはまた増えるというふうな川の問題と
いうのは、本当に繰り返し繰り返しで大変だというふうに思います。

これで、今言われている落合付近、それから毛原のほうでも心配されたりしていると
ころもあるかというふうに思うんですけども、そういうふうな全体的なところで工事
が行われてきた。

これから水害の対応として、今年の台風を目前として、対応はこれで十分にいけて
いるというふうなことによろしいんでしょうか。

○議長（七良浴光） 中前建設課長。
○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の気象状況というのは、本当に予想できない大雨が降ったり、台風もそういった
温暖化の関係で大型化したりということで、予想できないものであります。そういった
中でこれで十分だということは、できているかといいますと、それはできているとは言
い難いところはありますが、災害等で被害が起きたところを計画的に、例えば、水路
等の機能の回復であったりとか、また、日頃からの重点的にそういった側溝であったり
とか、排水の状況等を確認して、必要であれば改修等も進めて、それは順次適切に、町
だけでなく県のほうにも要望していきながら、全体的に進めていきたいというふうに
考えてございます。

以上です。

- 議長（七良浴光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） それでは、その対応については十分にやっていただきたいと思います。いろいろと努力されていることについては評価するんですけども、今後、本当に取ってはまた流れてくる、また取っては流れてくるというふうなことで、大変厳しいものであるかというふうに思いますが、よろしくお願いしたいと思います。
- 最後に、美里中学校についてなんですが、十分に検討しているということであったんですけれども、具体的には何らか動きはあるんですか。

- 議長（七良浴光） 東浦教育次長。
- 教育次長（東浦功三） 先ほども申し上げたとおり、3月末までは美里中学校に通われておった生徒さんもいらっしゃいましたので、年度末までにはそういう協議等はしておりませんでした。閉校となって今約2か月ちょっとの中で、どうやって利活用していくかという、その段階です。具体的なお話はまだ、具体的にどうしようかという話にはまだなっておりません。

今後、学校敷地の貸主でもある十三神社さん、それから、地元の区長さん等、相談させてもらって、そして、その中で利活用の方法であるとか、そういうところを見ていきたい。そういう段階でございます。

以上です。

- 議長（七良浴光） 以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。
- しばらく休憩いたします。

休憩

(午前10時49分)

再開

- 議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- (午前11時05分)
- 議長（七良浴光） 続いて、1番、徳田拓嗣議員。
- (1番 徳田拓嗣 登壇)
- 1番（徳田拓嗣） おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。一般質問に先立ちまして、このたびのイスラエ

ルとイランの争いにおきまして、多くの犠牲になられた方々への心からのお見舞いを申し上げます。

美濃良和議員と同じ内容の質問ですが、旧美里中学校の施設の跡地利用についてです。

今年3月末で廃校になった旧美里中学校は、36年前に卒業した私の母校でもあります。その当時は体育館はまだ新しく、塗装の匂いがしていたのを今でもかすかに覚えております。しかし、現在廃校になった学校を車で通るたびに寂しく感じるところです。近所の方も、生徒の声が聞こえなくなったとともに寂しく感じるとのことを言っておられました。今後、この跡地を、町はどのような方向で利用し、活用していくかをお尋ねいたします。

(1番 徳田拓嗣 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、徳田拓嗣議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、徳田議員の旧美里中学校の施設の跡地利用についての御質問にお答えいたします。先ほどの美濃良和議員への答弁と重なる部分が多いですが、御了承ください。

美里中学校と野上中学校は、この4月に統合し、それぞれの歴史を引き継いで、新設紀美野中学校として現在歩み出しております。

美里中学校の校舎について、今後どうしていくかというのが大きな課題となっております。

昨年までは、先ほども申しましたが、美里中学校に通っている生徒たちに配慮し、統合後の施設の利活用については全然進めてはおりませんでした。現在、旧美里中学校の校舎内の備品等の整理を、紀美野中学校と協議をしながら現在行っているところでございます。

今年度から旧美里中学校の校舎等の利活用について、民間活用も含め、十分検討し、進めてまいりたいと、そのように考えております。学校敷地の貸主である十三神社さんや地域の皆様へも早いうちに御相談をさせていただきたいと考えております。

こういった整理をしっかりとした上で、今後の民間活用についての公募も含めて検討していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） 私個人的な印象になるんですけども、36年前に遡ることで、春はテニスコートとバックネット近くにある桜の花の雄大さ、夏は川から水を上げてプールの授業、秋は体育祭や文化祭、冬は私の苦手なマラソン大会、それから、3年間クラブ活動での野球を楽しんだことが今でも鮮明に蘇ってきます。

それから、私の5歳以上の方は神野中学校出身者にもなります。特に、下神野地区や上神野地区の神野中学校卒業の方は、中学校の跡地がどうなるのかと大変気になるかと思われます。

教育次長がおっしゃられた、民間活用での公募とのことです、実感が湧いてきません。現在、話題になっている道の駅の施設なのか、それとも学校関係の施設なのか、あるいは会社関係の施設なのか、あるいは福祉施設なのか、スポーツセンターなのか、病院関係の施設なのか、具体的には決まっているのでしょうか。私は、またこどもがわいわいできる施設であることうれしいのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（七良浴 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 徳田議員の御質問にお答えしたいと思います。

これは私の思いでもあるわけありますが、この3月に美里中学校が廃校になったというのを本当に寂しい思いをいたしております。旧の美里町では、中学校が4校、過去にございました。順次統合されていって、最終的には美里中学校1校になって、そしてこの3月に廃校となったものであります。徳田議員もおっしゃられたように、この美里中学校から多くの卒業生が卒業生が卒業していった、そうした学校であります。この3月までこどもたちの声が聞こえてにぎやかであった、それがこの4月からは声が聞こえなくなつて、地域の方々はそういうこどもたちの声が聞こえないということで寂しい思いをしているということも私も十分承知しております。

今質問もいただいたんですが、具体的にはこういう施設とかということはまだ思いの中にはありませんが、私が思っているのは、学校でありましたので、学べる、学びの場所となるような、そういう活用の方法を考えております。そこの場所が学びの場所と

なる、そうしたところになるように考えておりまして、公募ということで、できるだけ早い段階で、その利活用については、全国からいろんな公募、提案をいただきたい。そして、進めていきたい。そうした思いでありますので、今の段階では具体的にはこういう施設とかということではないんですが、もう一度申しますが、そこが学びの場所となるような活用の仕方を考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 1番、徳田拓嗣議員。

○1番（徳田拓嗣） ありがとうございます。私の母校がまた学びの場所としていただくことは、卒業者の1人として大変にうれしく、ありがたく感じるところです。神野中学校や美里中学校に負けないぐらいに、ぜひもう一度、リニューアルしたすばらしい学びの場所であることを願いつつ、いつまでもこの跡地が活気に満ちあふれた地区になることを望みます。

以上で、質問を終わります。

○議長（七良浴 光） 以上で、徳田拓嗣議員の質問を終了いたします。

続いて、4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） それでは、私からは3点質問いたします。

まず1点目、令和5年6月2日の大雨災害から2年、復旧状況と今後の見通し、また、防災について伺います。

令和5年6月2日の大雨災害では、河川、道路はじめ家屋や田畠など、町が経験したことのない大きな被害を受けました。あれから2年余り、国や県の補助も受けながら復旧されてはきていますが、まだまだ戻れていないところがあり、今後の大震に不安を抱えるところがたくさんあります。

そこで伺います。

町の記録では、災害を受けた道路、河川などの件数が592か所とあります。それらの復旧の進捗状況を教えてください。農道、林道も含めてお願ひします。

続きまして、二つ目、子育て支援と教育環境の充実について伺います。

小川町長は、子育て支援県下一を掲げ、この4年間、充実に頑張っておられます。寺本前町長は、こどもを宝と話され、子育てに力を入れていました。

令和2年の3月定例議会、それから12月の定例議会の一般質問において、私は、子

育て支援の充実のため、学校給食費の無償化を訴え、寺本町長の下、当時の小川副町長、東中教育長、細嶋総務課長、曲里教育次長をはじめ担当の方々が、財政事情や制度設計、事務手続など、何度も検討、熟考されて、翌年、令和3年の4月から小中学校の給食の無償化が実現しました。また、こども園においては、それよりも以前の令和元年、国の保育料の無償化に伴い、町が保育料の一部を補助していたのを給食費に充てて、こども園の給食費も無償と決定しています。

県内では、こども園、小中学校給食費の無償化は当時ほとんどなく、近隣市町からは驚きの声もあったほどです。

これは、家庭の毎月約5,000円の給食費の負担をなくすことが大きな目的でした。もう一つは、先生の集金業務の負担軽減をすることで、本来の仕事である子どもの勉強や指導に集中してもらえることを目的としていました。当時は、集金などの業務は各学校で私会計の下に行われ、それを公会計にすることで負担を軽減するものです。それからもう一つ、子どもが現金を入れた集金袋を持つことの心配や紛失などのトラブル、その防止も目的にありました。

無償化により多くのことが解決されたと思っていましたが、最近、保護者から、子どもが年に何回も集金袋を持ってくる、また、その費用も結構な金額になって家計を圧迫しているという話を聞いています。

小川町長も引き続き子育て支援県下一を掲げ、強い決意で進めている中、状況を確認したいと思います。

集金回数は少ないと思っていたのですが、現在、年に何回ぐらい、一度に幾らぐらいの集金をされているのか伺います。

続いて、3点目です。人口減少を何とか食い止める方法はないかという点でお伺いします。

人口減少が続く中、町の活性化を目指し、子育て支援、交通インフラの整備、住民サービスの向上、観光の推進など、様々な方面から移住、関係人口の増加を図っていますが、なかなか難しいところです。

また、国では、バージョンアップされて地方創生2.0ということで、地方のほうへの人口流入に力を入れているところです。

さて、総務省からは、令和2年6月、特定地域づくり事業協同組合制度が施行されています。これは、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

が特定地域づくりを行う場合について、要件を満たせば、労働者派遣事業を許可ではなく、届出で実施することができると。また、組合運営費について財政支援を受けることができるというような支援です。

また、去年、令和6年1月には、二地域居住促進法が施行されています。いわゆる、ふだん平日は都会で働き、週末は田舎で過ごす2拠点生活です。地方への人口の流れの創出と拡大を図るため、二地域居住向けの住まい、なりわい、地域住民との交流のための環境整備等を内容とする広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律です。

町の人口減少を食い止め、移住、関係人口の増加による町の活性化を目指す中、これらの制度を町はどう捉えているかお伺いします。

以上、3点よろしくお願ひします。

(4番 藤井基彰 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、藤井基彰議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） 私のほうから、藤井議員の1番目、令和5年6月2日大雨災害の復旧状況と見通し、防災の取組についての御質問にお答えさせていただきます。

令和5年6月2日発生の、かつて経験のない豪雨は、短時間で集中的に降り注いだため、河川の従来の水位を大きく上回り、改めて異常な自然現象の恐怖や脅威を感じたことについてはまだ記憶に新しいところであり、道路や河川、農業施設や、林道施設など甚大な被害を受け、現在も復旧に努めているところであります。

議員御質問の進捗状況でありますと、公共土木関係で約70.4%、農業施設関係で約87.5%、林道施設関係で約75%となってございます。

未復旧の箇所もまだありますが、できる限り速やかな復旧を図り、再度、災害や被災の拡大を防ぐために取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、藤井議員の二つ目の御質問、子育て支援とそれに伴う教育環境についての御質問にお答えをいたします。

紀美野町では、子育て支援策の一つとして、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的に、令和元年10月からこども園の保育料及び給食費の無償化事業を、令和3年4月から小中学校の給食費無償化事業を行っております。

小中学校においては、給食費の集金は無償化によりなくなりましたが、学校では、給食費以外にも保護者の皆さんに負担していただくべき費用があり、現在も集金袋による集金は継続して行っているところです。

令和6年度の実績ではございますが、各校において集金回数や金額も異なり、1回の集金額も変動いたしますが、小学校では、年間で約7回程度、平均して1回当たり約4,000円。中学校では、年間で約4回程度、平均して1回当たり8,000円を集金袋により集金している計算になります。小学校での集金総額は、昨年度593万4,919円。中学校では、446万133円を集金してございます。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 米田まちづくり課長。

(まちづくり課長 米田和弘 登壇)

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、藤井議員の三つ目、人口減少を止める施策についてお答えさせていただきます。

議員御質問の特定地域づくり事業協同組合や二地域居住促進法の制度を町はどう捉えているかとの御質問ですが、人口減少が著しく進んでいる地域において、慢性的な人手不足による自治会や農業をはじめとする地域力の低下は顕著であり、様々な社会活動や共同活動などの存続が危機的な状況となり、地方への人の流れの創出や拡大が喫緊の課題となっています。

議員御存じのとおり、特定地域づくり事業協同組合は、地域人口急減に直面している地域において、農林業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行う制度のことで、季節ごとの労働需要等に応じ、複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーを対象とした労働者派遣事業等となります。

本制度は、農山村地域等の人口急減地域において、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして大いに期待されており、小中規模の事業者が多い町内事業者としても、繁忙期だけといったニーズに対応するとともに、派遣され、働く人にとっては、自分らしい暮らし方や閑散期の仕事など、多様なニーズに応えられると考えています。

そのためには、組合設立のための発起人と、年間を通じて働くことのできる派遣先事業者や、派遣され働く人の確保のほか、安定的な事務体制と組合を円滑に運営していくノウハウなどが必要となります。

また、二地域居住とは、都市と地方での生活の両方を実現するライフスタイルで、今後、当町の都市部に近いという地理条件からも、移住者、関係・交流人口の拡大にも寄与する制度であると考えています。しかしながら、二拠点居住者の不在による町内活動への協力の課題、生活環境の変化による拠点の放置、空き家化等の増加、二地域居住者の地域コミュニティへの融合などの課題なども考えられることから、慎重に進めなければならず、二地域居住者が地域に求めるものや、受け入れる際の課題や、地域住民意向等についてしっかりと把握する必要があると考えております。

町としましては、これらの取組を進める上で、既存のコミュニティの御理解と調和などをしっかりと確保しつつ、それらの各種課題の解消に努めながら、十分に情報収集・検討を行い、地域、県や関係各所とも連携しながら、町の実情に沿った適切な取組として落とし込んで、しっかりと取り組んでいきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 米田和弘 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） それでは、再質問させていただきます。

まず、最初の災害の復旧状況の件でありますけども、答弁では、この2年で土木関係が70.4%、農業施設関係が87.5%、林道施設関係が75%の復旧というお話がありました。いろんな費用の問題がありますから、単純にこの数字がいいとか悪いとか判断しづらいとは思うんですけども、この2年間でこの数字というのは、町としては結構頑張ってると、すみません、失礼な言い方ですが、自負のようなものがあるんでしょうか。どんなものでしょう。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。
○建設課長（中前貴康） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。
被害の大きかった箇所については、おおむね復旧できたものと考えております。また、それ以外の箇所については、住民からの要望や状況を考慮し、順次対応してこれたものと考えてございます。

速やかな復旧に向けて現在取り組んでおりますが、発生件数が多く、いまだに復旧できていない箇所があり、住民の方に御迷惑をおかけしておりますが、住民の不安を少しでも早く取り除けるように適切に順次対応してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。
○4番（藤井基彰） 大きなところは進んでる、復旧されてるというような御答弁だったかと思います。

ただ、今言われた住民の要望に応じて順次取り組んでるというお話でしたけれども、残っているところの復旧に関しては、先ほども予算とかいろんな問題があるのはよく分かりますけども、もう2年たって、困っている方はまだ困っているという状況ですよね。この見通しはある程度ついておられるんでしょうか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。
○建設課長（中前貴康） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

復旧の見通しについてでございますが、いまだ復旧できていない箇所は、小規模で地形的に条件が悪いところも多数ございますが、財源を確保しながら計画的に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。
○4番（藤井基彰） どうしても財源確保、これは出てくるんだろうと思います。
ただ、今のお話でしたら、道路や河川、橋などの災害は交通インフラの寸断になりますので、当然早く、迅速な復旧は必要とされ、おおむねされてきたんだろうと判断しています。

一方、今言われたいいろんな地形とか、そういうお話もありましたけども、川の増水や谷川、ため池などの氾濫、土砂崩れなどによる住宅の被害、浸水、また、そこに住んでる住民にとっては、雨が降るたびに大きな不安を抱えたままの中、生活されています。

この2年余りで解決できたところはありますが、残念ながらまだその不安を抱えたままの方々もおられます。今までの雨と違い、最近の降り方は異常で本当に予測がつかない状況です。谷川があふれ、ため池があふれる。家の浸水が心配である。そういうところへの細かい配慮、同じように困っておられます。もう2年たっても同じような状況だと思います。いろんな配慮はされてるとは思うんですけども、もう少し具体的なお話というのはないんでしょうか。

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

近年、気候変動の影響によりまして、災害が激甚化・頻発化しており、道路や河川、橋梁などの交通インフラが被災した場合は、地域の生活や経済活動に大きな影響を与えることから、迅速な復旧対応が不可欠であると認識しております。

また一方で、川の増水や谷川、ため池の氾濫、あるいは土砂災害などによって住宅への浸水や流入のおそれがある地域にお住まいの方々にとっては、雨が降るたびに不安を抱えておられることは、私たちとしても重く受け止めてございます。

この2年余りの間にも、地域の声を受けて、住民の声を少しでも解消できるように、一部の排水の整備や、谷川の維持管理、また、今年から防災重点農業用ため池、2池の改修も進めてございます。

特に、河川については、浸水リスクが高い箇所を中心に、和歌山県に対して、河川改修や浚渫など必要な整備について要望を行っているところであります。引き続き強く働きかけてまいります。

今後も、住民の不安軽減のために、県や地元とも連携しながら、防災・減災に向けた取組をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） そういう個々の住民の困ってる方々、2年間ずっとなかなか解決されず困っておられる方もおられます。現場も、課長はじめ担当の方々行っておられて、御苦労されているのは存じています。私も現場へ行って、こうだったんだよ、ああだったんだよというお話はよく聞きます。なかなか解消されないいろんな問題もあるのが現状なのはよく分かりますけども、もう少し何とかお願いしたいなと思いますけども、少し視線を変えまして、防災・減災の点から、先を見据えて伺います。

避難場所として拠点の一つとなっている総合福祉センター。そして、災害救助の拠点となる消防署。これは今年の春から完成して稼働しています。ただ、どちらも貴志川の南側にありまして、避難、もしくは救助する場合の多くは橋を渡って移動しなければなりません。近くの橋では、上流から言いますと、小川橋、唐戸瀬橋、黒沢橋、吉見橋、龍光寺橋、これらがあります。

ただ、雨による川の増水や道路脇の土砂崩れや流水などを、今までの経験からすると、小川橋、唐戸瀬橋、これは車が往来できたとしても、下佐々庄原地区においては、先ほどお話しした令和5年の6月の雨のように、流水や道路脇の土砂崩れ等々で通れなくなる可能性は十分考えられます。次は黒沢橋ということになりますけども、御存じのように黒沢橋は、小川橋の昔の橋の面影が今よく分からないんですけども、皆さん御存じないかと思うんですけども、すごく川の低いところに、両側の低いところに橋がかかっていました。唐戸瀬橋の元の橋の位置は、御存じのように数メートル下です。龍光寺橋もすぐ分かるように、大分下のところにかかっています。黒沢橋はそれと同じ状況の下にかかっているという状況です。つまり低いということです。それは危険が増すということです。それと同時に結構古いということですね。

そういうあれを考えると、一番安全で安心できるのは、多分、龍光寺橋だろうと思います。高くて整備されてまだ間もない。そういう状況です。ただ、消防署から龍光寺橋を渡って救助する場合には、一部、吉見地区の狭い道路や曲がりくねった道路を通らなければなりません。山側には土砂崩れするかも分からないような土手もございます。県道の拡張、もしくは変更等々のお話は時々聞きますけども、まだまだ先のようです。

そんな中で、本来なら黒沢橋が一番スムーズに行けるんですが、数年前の補強工事、これは存じていますけど、それはあくまで補強工事でございます。年数もたつていて老朽化もある中、特に低いんですが、それに対してはどう考えてますか。黒沢橋についてです。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、総合福祉センター及び消防署は、災害時の避難や救助の拠点として重要な施設であり、これらはいずれも貴志川の南側に位置しており、近隣には、県管理橋である小川橋、唐戸瀬橋、町管理の黒沢橋、吉見橋、龍光寺橋があります。

近年の大雨災害時の状況からすると、河川の増水や土砂災害などにより、一部の橋の

通行に制限が出る可能性もあることから、避難・救助経路の確保は重要であると認識しております。

その中で、黒沢橋についてでございますが、黒沢橋は、昭和52年に整備されて、今年で47年が経過しており、道路幅員も5.5メートルと決して広いとは言えないものの、一般的な通行には一定の幅員を確保しており、極端に狭いという状況ではないと考えてございます。また、高さについても、それほど低い構造ではなく、これまでの大雨においても水が橋まで達したという事例は確認されておらず、一定の安全性は保たれているものと考えてございます。その一方で、橋の整備からかなりの年数が経過していることもあり、老朽化への対応は重要であると考えてございます。

橋梁につきましては、橋梁個別施設計画に基づきまして、点検や診断を定期的に実施し、予防的な修繕等を着実に進め、道路網の安全性・信頼性を確保することに引き続き努めてまいりますので、御理解いただきますようお願ひいたします。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 僕、1点、先ほど吉見橋のことをお話しさするの忘れました。

吉見橋は、御存じのようにつかることがありますから、黒沢橋が大事だと僕は思ったわけです。

それから、黒沢橋ですけども、言われるように、今の国の方針はもちろん費用的なものもございますから、何とか長寿命化という形で、補強、もしくは修繕しながら、そういう形の方針のように聞いています。現に、黒沢橋をざっと見る感じ、先ほど言いましたように少し高いところからかけるとすると100メートルぐらいあると思います。100メートルあれば、僕はよく分かりませんけど、多分数億円、もしくは10億円ぐらいまでかかるんかも分からないですけども、いずれにしましても、そういう大きな面もあるんですけども、先ほどもお話しさしましたように、小さな問題でも地元の方にとっては大きな問題です。繰り返しになりますけども、ため池や道路脇のあふれる水、谷川が狭くてあふれてしまう。また、砂防堰堤がもういっぱいになっている。これを何とかしてもらえないか。こういうお話は毎回させていただいています。残念ながらいろんな事情、財政的な面、もしくは県管理ということでなかなか進まない状況ですけども、いずれにしましても、そういう心配を抱えたままの生活を送っている方がおられる、これは当然町としても御存じだと思います。私が言いたいのは、県管理とか、財政、これはよく分かる中でも、そういう方々がおられて、いつも不安を抱えていて、後々に万が一そ

ういう大きな被害に遭う可能性が高いところですよというシグナルだと思っています。それに対して、ここ2年間の間なかなか実施できないという状況、これもよく分かるんですけども、町としては、そういう危機感を持ってどんなふうに考えておられるか。よろしくお願ひします。御返答をお願いします。

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

橋梁についてでございますが、全て町内にある基準を満たした橋につきましては、定期的に点検、それから、診断等を行ってございます。過去は、そういったインフラのものにつきましては、事後の修繕ということで、何か具合が悪くなってきたら修繕を行ってきたというところでございますが、現在は、この個別施設計画に基づきまして、予防保全型ということで、まず、その診断を行って、それに基づいて予防保全型の維持管理に努めているところでございます。

劣化状況や地域の実情を踏まえて、橋梁の、もし点検等をやっていった、修繕をやつていった上で、さらに架け替え等が、更新が必要となった場合には、議員おっしゃられるとおり、多額の費用が見込まれるため、財源を確保し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 当然そのままにしてるということはないのはよく分かっています。いずれにしましても、危機感を持って、いろんな財源、補助金、そういうものを意識しながら町としては対応していただきたいと思います。

次の子育て支援のほうの再質問させていただきます。

先ほど答弁がありました。まず、中学校では、学校案内に育友会費は年3回と記載されています。ほかの費用も含めて回数をできるだけ少なくするように努力はされているんだろうと思いますけども、先ほど大きな金額はざっと聞きましたけども、その費用の内訳を少し教えていただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 藤井議員の再質問にお答えしたいと思います。

様々な集金内容がございますが、一つ一つの内訳というのは計算されておりませんが、まず、ドリルなどの教材費、それから調理実習材料費、こういったもの、副教材費なんですが、それで小中学校合わせて540万3,381円となっております。そのほか、

藤井議員がおっしゃった育友会費であるとか、あと健康会の負担金、それから部活動費、遠足や社会見学、それから修学旅行の自己負担金、これらなどで総額合わせて499万1,671円と、令和6年度はそういう内訳になっております。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。
○4番（藤井基彰） 内訳もそうなんですけど、中学校では、先ほどの回数では年4回程度との答弁ですけども、今年4月以降、紀美野中学校のある学年ですが、4月、5月、6月と毎月3か月続いて各3,000円の学年会費として集金されています。

私がこの一般質問する時点において、前もってこういう質問をしますよと提出した時点で、各学校のほうへはそういう内容のことを多分聞いておられていることと思います。この状況、毎月3回ということも聞いておられると思います。いただいた詳しい情報では、令和6年度の小川小学校では10.8回、下神野小学校では10.2回、野上小学校では5.2回、美里中学校、それから野上中学校は、個別の資料はないようですので、中学校まとめてですけども、これでは4.2回となっています。変則的な小数点はそのまま各学年をトータルして割ったからだと思うんですけども、いずれにしてもそういう数字です。

保護者の方々からは、やっぱ兄弟とかいてるところでは毎月のように集金袋を持ってくる、当然重なる月もある、手間も大変だし、費用も、最近ではいろんな事情もあり大変であると、そういうお話を出ています。

いろんな、子どもが忘れたり、なくしたりする心配も当然増えてきます。3年前に学校給食無償化になったときは、ある程度減少したんだろうというお話を聞いていたんですけども、現状どう思われますか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 先ほども申し上げたのですが、給食費の集金は無償化によりなくなりました。しかしながら、学校では給食費以外にも保護者の皆さんに負担していただくべき費用が発生します。現在も集金袋による集金は継続して行っています。しかしながら、今、藤井議員がおっしゃられたように、子どもたちが現金を入れた集金袋を持つことの心配、それからトラブル、また、集金された金銭の取りまとめや口座への入金・出金などの教員の集金業務にかかる負担、このようなことが懸念をされておりました。

学校と協議を重ねながら、教員の負担軽減、それから保護者的心配やトラブルの解消、これを目的として、今年度、学校集金システムというのの導入に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 今、学校集金管理システムの導入というお話です。僕も最初勉強不足でしたんですけども、今年の予算書、予算説明書のほうに、詳しく見ましたら、確かにありました。単独ではどうでしたっけ。予算説明資料のほうでは、185万1,000円という数字が出ています。こちらのほうがちょっと詳しく書いていましたので、これをよく見たんですけども、ただ、これの中身に関してはちょっとまだ記載されていません。185万1,000円、この数字の内容を少しお聞かせいただけますか。これは年間ずっといるという形なんですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 当初予算に185万1,000円、学校集金管理システムの導入に係る費用として計上させていただいております。その中で、これはシステムの使用料として52万8,000円、これ4校分です。それから、引き落としの、現金を伴わない集金となりますので、引き落としの手数料で99万3,000円。引き落としができなかった場合、再引き落としということで、これはコンビニを介して行いますので、再引き落とし手数料として16万5,000円。このシステムをもしお使いにならないという方がいらっしゃるかもしれませんので、その保護者の方に対しては、システム不使用者コンビニ払い手数料として16万5,000円を計上させていただいております。システム使用料については、これは定額で毎年4校分、52万8,000円が必要となります。

それから、引き落とし手数料や再引き落とし手数料、コンビニ払い手数料、これについては、想定の件数の中で計上させていただきましたので、これも変動する可能性がございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 再度確認です。学校集金管理システム、これによって、家庭の方が、こどもさんが集金袋を持って帰って、現金を詰めて、学校に行って渡すと、そ

ういうことは全くなくなるということですか。確認ですけども、185万1,000円、これは初期費用は要らないと、ランニングコストということですね。回数によって若干の変動はありますけどもということですね。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 先ほども申しましたとおり、このシステムを導入するのは、教員の軽減負担や、保護者の方たちが集金袋を持つことの心配、それからトラブル、この解消を目的としてこのシステムを導入しようとしておるものですので、現金での集金というのは、導入後はなくなる予定でございます。

また、この費用につきましては、システムの使用料を計上させていただいておりますので、これは今後、変動はございますが、ランニングコストとして必要になり、それからイニシャルコストについては必要ないということでございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 少し方向を変えてお伺いしますけれども、令和3年の給食費の無償化は、当時、話したように先進的なものでございました。その後、無償化の自治体が増えてきて、国では来年度にはその方向に話が進むような報道も少し聞きます。

また、先んじて県では、昨年10月から今年3月まで、学校給食無償化実施の市町に対して、食費の半分の補助がされていると思います。紀美野町も当然受けていると思うんですけども、10月から3月までの半年の間、ざつとの補助金ではどの程度もらったんでしょう。その付近もお願いします。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 昨年度、令和6年度ですが、10月から県の補助金、公立学校給食費無償化事業補助金制度というのが、時限で、その当時、7年の3月31日までということで制度化されました。昨年度は半年間の補助を受けております。申し訳ないですが概算、ざつとした金額になってしまいますが、約500万円の補助をいただいております。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 先ほどちょっと聞き忘れたんですけど、今、知事が代わられまして、今の半額の無償化、これは3月末で一応終わってるんでしょうか。それとも引

き続き延長されているんでしょうか。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 県の補助金、先ほど申し上げました公立学校給食費無償化事業補助金ですが、県要綱が、今年度になってから通知を受けたんですが、令和8年3月31日まで延長したと、そういった通知を受けております。ですので、補助制度は本年度も継続されるということになります。

以上です。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 先ほどの学校集金システム、これで先生の業務軽減、生徒が現金を持たなくていいというそういう不安、これは解消されたように思います。

ただ、僕、最初お話ししましたように、保護者からは、回数と同時に費用の何とか軽減、これも話を聞いています。今までのお話では、保護者に対する負担軽減、これは全くお話はなかったのは残念ですけども、それにつきましてですけども、先ほどの答弁では、令和6年度の小中学校の集めたお金の、そのうちの育友会とか健康会負担とか、それじゃなくて教材費、これが540万3,381円という数字を伺ったように思います。また一方、育友会費、健康会負担金、部活動などの費用としては、490万9,671円。

紀美野町では、今年は、令和6年の371人から33人こどもさんが減っておられて、現在、小学校では208人、中学校で130人、合計338人と聞いています。先ほどお話で、継続される県の補助金、これを現在の人数で考えますと、県の1食当たりの上限額は今年は少し上がって、小学校では298円、中学校では327円と聞いています。それを提供日数、これはすごくアバウトな数字ですけど、大体200日ぐらいだろうというお話をちらっと聞いていますので、そういう数字を令和6年度の分で換算しますと、詳しい数字はもう時間のあれで省略しますけども、2,090万400円、この補助金が半額ですので、1,047万200円、約1,000万が1年通せば、県から給食費の補助が来ると。先ほど500万とおっしゃってましたが、大体こんな数字だろうというのは分かることろです。この1,000万がある、また一方で、令和7年の生徒数で、昨年の1人当たりの年間教材費、これも6年度の実績を基に考えますと、小中学校全ての学年の教材費が515万6,508円、そういう数字になります。私が勝手にいただいた数字を基に計算したものです。でも、先ほどの数字からいえばこんなもんだろうと

思います。

何を言わんかとしますと、集金システムの費用が今年185万1,000円かかるとおっしゃいましたんで、でも教材費は510万ほど。教材費いっそやめて、あと三百二、三十万足せば教材費が無償化になるということです。私が言いたいのは。その330万円どうするのというのは、先ほど言いました、何度も聞いている学校の給食費の補助金が県から約1,000万下りてくると。そのうちの三百二、三十万ですか、これを充てたとしたならば、保護者の教材費の費用はなくなる。じゃあ町はどれだけ負担せんといかんのよとなると、負担はなくなります。負担はありません。それを充てますから。新たな出費はないということになります。

先ほどのお話では、少しばかり学校集金の手間が残るか分かりませんけども、それを含めても優先すべきはそちらじゃないでしょうかと思うんです。システム費用をやめて、330万足して、無償化にする。その分、何回かの集金は減ると。そういうことをお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、公立小中学校の義務教育における無償の対象につきましては、授業料と教科書代とされております。

授業料は、憲法や教育基本法、学校教育法によって、また、教科書代については、教科書無償給与制度に基づき無料とされており、公費で賄っておるところでございます。

しかし、学校が集金をするのは、授業料、教科書以外のもので、ドリルなどの教材費、それから調理実習の材料費、また、そのほか育友会費、健康会負担金であるとか、遠足や修学旅行の自己負担金となっております。学年ごと、それから学校ごとにこれは相違があって、無償とされてはおりません。ですので、教材費のほうも無償化の対象とはなっておらないんですが、今年度、予定をさせていただいております学校集金管理システム、この導入については、学校と協議を重ねた上で、教員の負担軽減や、こどもたちが現金を入れた集金袋を持つことに対する保護者の心配、それからトラブル、この解消を目的としているものですので、御理解いただきますようにお願いいたします。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 時間も余りないので、少しあはよってお話しします。

憲法とか教育基本法、学校教育法などで無償の範囲が限られているのは十分承知しています。ただ、それはきっと国のはうが時代に応じてそういうところは柔軟に改善すべきだと個人的には思っています。また、それができないところは各市町で必要に応じて補完していくものだと、そのように思っています。

国では有償とされた、最初、給食費ですけども、紀美野町では令和3年4月から、文科省の調査では、令和5年9月では全国の約3割に当たる547の自治体が、公立小中学校の給食費の無償化を実施していると。文科省の調べではこうなっています。結局、国はやっと必要性を理解して、前向きに考え、県はそれよりも先んじて必要だと思って補助金を始めたと、そういうことです。

私が言いたいのは、最初お話ししたように、こども・保育園の費用、国の保育料無償化によって、もともと町が出ていた補助金を給食費に回して、給食費をただにしたと、そういう実績があります。令和元年でしたっけね。だから、それを考えたら同じように、戻ってきた教育費の中の学校給食費です。それをもう一度、こどもの学校教材費です。育友会とかそこまで言ってません。遠足とか修学旅行の費用までは言ってないんです。学校の教材費、ドリルであるとかプリント代とか、調理の実習費用ですかね、そういうものの500万ほどに充てたらどうですかというお話です。

少し話飛ぶように思いますけども、保護者の方々もこのお話を聞いたから少し聞いてみたんですけども、簡単に要約しますと、そんない集金の費用のシステムに185万も払うんだったら、もうちょっとその部分は私たちの支払いを減らすようにしてよと、そんなんおっしゃってます。学校集金システムの費用をそういうソフト会社、また、手数料は金融会社、そちらに払うんだったら、せっかくの税金を私たちの費用のほうに充ててくれて普通じゃない。そういうお話されています。この付近、どう思われますか。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、藤井議員の御質問では2点あると思っております。

一つは、この学校集金管理システム、これを導入する費用をそちらに充てるということ。その補助に充てるということ。それから、給食費の補助金についても、入ってくるのであるのであるから、その分を充てるということ。保護者の皆さんから集金するものをそれで貰えるんじゃないかということでございますが、まず1点としては、先ほども申しました学校集金管理システム、これは目的としてそういった心配事であるとか、教員の負担軽減、金融機関も本当に町内に2件、農協さんと郵便局ぐらいしかなく、そこ

まで教員が集金、これだけの金額を入金したり出金したり、この作業がすごく煩雑になっているということで、その解消をするためにこれは導入するものなので、そこは御理解いただきたいと思います。

また、今後どうなっていくか分かりませんが、今のところ、県の給食費の補助金についても、8年の3月31日までと一応时限を切られております。これが恒久的に続くかどうかというのもちょっと分からぬ状態ですので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） よくお話は分かるんですけども、私のお願いしているのは、先ほどの答弁では、そういう教材費等含めて、小学校では年間3万円程度、中学校では3万円余り、父兄や保護者の家庭からの支払いがあると。このうちの約1万5,000円分の教材費を何とか補助できないかというお話なんです。

今の御答弁では、国の方針も分からぬ、时限の8年まで、これもよく分かります。でも、今年の多分4月、5月、すみません、記憶がはっきりしてませんけども、自民・公明・維新の3党合意の下、早ければ来年の4月以降から小学校の無償化をまず始めたいと、そういうお話が出てたように思います。ただ、法案としてはまだ出ではないようですが、石破首相もそういう前向きなお話はされてたようなニュースを確かどこかで耳にしています。

もう一つ、一つの例ですけども、先はどうなるかというお話もされてましたけども、年齢別人口統計表を当然見られていると思います。今の状況では323人から、5年後ぐらいまでしか数字が出ませんが、7歳、6歳ぐらいが小学校になります。5年後には今よりも70人減ります。統計表には出でます。2歳から7歳までの人数が、7年度に繰り上がったということですね。14歳からの方がもう卒業されるということで。70人減りまして253人になります。予定ですけども。でも大きな数字はないだろうと思います。

そんな中で、まだこのシステムに頼る必要があるのかなというのを思っています。基本的に五十何万の基本料は要るんですから。回数が減るよとおっしゃるんでしたら、回数が減るんだったら、そもそもそういうのはなくして、集金しても回数はいいです。もともと中学校は3回というのは、学校案内にも書いてるんですから、そのときにまとめて幾らかを集めて、最終的に帳尻を合わせて集める。三、四回すればいいんだと思います。

それを含めてどうでしょう。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 教材費の無償化等につきましては、現在、県下ではそういった実績のあるところはございませんでした。これから、藤井議員おっしゃるように、国の中学校に対する予算の動向であるとか、それとか、先進事例がないかどうか等を調べながら研究してまいりたいと思います。御理解いただけますようお願ひいたします。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） ぜひ御検討してほしいと思います。率先して子育て県下一を目指しておるんですから、よう紀美野町はやるねというぐらいのアピールでよいと思います。新規の財源は出さなくていいという、財源面も帳尻がちゃんと合ってると思います。それと、最後に東中教育長にお伺いします。

長年、先生、そして教育長、教育関係でずっと頑張ってこられました。時代に沿って、教育や教育環境の変化を目の当たりにされてきたことだと思います。小川町長は、子育て支援県下一を目指して頑張っておられます。子育て支援には、学費の補助など経済的な面もありますが、教育の内容や教育環境も大変重要だと考えます。これからの教育や教育環境について、何か思いがあれば一言お願ひします。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 藤井議員の御質問、これからの教育や教育環境についてということで、私の思いということあります。先ほどからありました経済的な面を除いた私の思いを述べさせていただきまして、答弁とさせていただきたいと思います。

私が教育長に就任して以来、コロナウイルス感染症が流行しまして、流行による教育活動への制限は約3年余りに及びました。学校では、感染症防止のため、神経をすり減らす毎日が続いていました。

しかし、その間、必要に迫られて、ＩＣＴの活用が飛躍的に伸びました。こどもたちは1人1台タブレットを持ち、ロイロノートというソフトに書き込んでいる内容は、教室の前にある75インチの電子黒板に映し出すことができますし、先生が持っているタブレットにも、全て内容が把握できるということになり、授業の環境とかスタイルが大きく変化しました。今までのよう、先生が知識をこどもたちに教えるだけの授業ではなくて、自分で調べたり、あるいは友達と話し合ったり、議論したりしながら、知識と知識をつなげて、社会で活用できる力を効率的に育成できるという環境が、そこで整つ

たというふうに思っています。今後も引き続き、学校を支援して、ＩＣＴのスキルアップとか、あるいは有効活用を進めていきたいというふうに思っています。

環境の変化というのは、中身の変革をもたらすというふうに思います。教育環境の整備は、授業内容の充実やレベルアップにつながると考えています。また、小学校においては、特にＩＣＴの活用を進めることはもちろんですけれども、机上の知識だけでなく、できる限り実際に地域の人、地域のもの、こと、自然をフルに活用して、それらに触れながら、五感で物事を感じ、理解することが大切であるというふうに思っています。そのためには、地域の人の話を聞いたり、実際に自分の目で見たり感じたりする。地域から学ぶ学習を多く取り入れて、結果として、地域に対する、郷土に対する愛着とか、あるいは思いが育っていけばいいなというふうに思っています。

教育の営みは速攻で成果が上がることもありますが、先生の一言が、長い年月を経て実を結ぶということもあるということを私たちは肝に銘じなければならないというふうに思っています。

今後とも、私たち教育委員会として、教育活動や教育内容の充実に努めてまいりたいと思っていますので、議会の皆様方の応援をどうぞよろしくお願ひします。

以上で、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（七良浴 光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） それでは、3番目の町の活性化、人口減少を食い止める、この件についてお伺いします。

先ほど課長のほうから答弁いただきました。全般的な答弁でもちろんよくお話を分かることですけども、もう少し具体的なお話が欲しいなとは思うんですけども、6月4日の朝日新聞に載っていたんですけども、関係人口は、ふるさと住民登録制度を創設し、関係人口1,000万人と10年後の数値目標を掲げた基本構想案を有識者会議に示し、6月内に閣議決定すると掲載されています。都市と出身地方やゆかりのある地方との、都市と地方との支え合いを進めるという国の強い思いの中なんんですけども、町としてはいろんな問題点があるのはよく存じているんですけども、積極的な考えはどうなんでしょう。

○議長（七良浴 光） 米田まちづくり課長。

○まちづくり課長（米田和弘） それでは、藤井議員の御質問についてお答えいたします。

人口減少・少子高齢化という全国的な問題につきましては、大きな課題として捉えておりまして、国のはう、地方創生2.0につきましては、目指す姿を強い経済と豊かな生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が、新しい日本、楽しい日本をつくるということで、地方創生1.0をさらに加速されるような形として伺ってございます。

町としましては、そういった部分について、まだ新しい制度でもあります。国の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） この制度、私もまだあまり知らなくて、勉強も途中なんですが、特に、二地域居住促進制度、去年の10月か11月なんで本当に新しいと思います。私、確認は取ってませんけど、最初の申請がこの6月末で一度済むとかいうお話を聞いております。

いずれにしましても、もうすぐに手を挙げて頑張ってる自治体もあると聞いています。町としては何とかスピード感を持って、町の活性化、喫緊の課題というのは分かっていると思います。町長としては、積極的なスピード感のある進め方、そのもし気持ちがあれば一言お願いします。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

地方創生という言葉が出ました。今の石破総理も地方創生に力を入れていくとおっしゃっている中で、今言われている地方創生の中でいろんな多分メニューがたくさんたくさんあると思っております。そんな中で、議員から質問がありました、特定地域づくり事業協同組合、そしてまた二地域居住、そして、最終出たふるさと住民制度。特にふるさと住民制度というのは、今きっと法制化のほうで議論されている部分ですが、新しい取組ということが言われております。

町といたしましては、積極的にこれには取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、よそを見ながらではなくて、よそより早め早めに、何とか早いうちに取り組んでいきたいという思いがあります。いろんな制度ができて、きっと最初にそれを活用するというのはいろいろ課題とかはあるとは思いますけれどもでも、二番煎じ、三番煎じじゃなくて、この制度がうちにとてプラスになると考えておりますので、積極的に取り組んでいきたいと、こういう思いでありますので、これは皆さん方の

御協力もいただきながらということになりますので、どうか一緒になって取り組んでいただきたい。このように思っています。

以上です。

○議長（七良浴光） 4番、藤井基彰議員。

○4番（藤井基彰） 町長のほうから強い思いをお伺いして、我々議会としても大変心強いと思います。議会としても何とかそういういろんな研修等々含めて、また町のほうへ提案とかしたいと思います。町のほうも負けずに、先へ先へ走って、我々がついでいけるぐらいになっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（七良浴光） しばらく休憩いたします。

休憩

（午後 0時29分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時29分）

○議長（七良浴光） 以上で、藤井基彰議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休憩

（午後 0時30分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

○議長（七良浴光） 続いて、8番、北道勝彦議員。

（8番 北道勝彦 登壇）

○8番（北道勝彦） 質問させていただきます。

1、人口を増やすための企業誘致について。

15年もすれば、日本の市町村の40%がなくなるとの統計が出ています。現在、町長はいろいろな事業をされていますが、多くの人口を増やすための企業誘致に関する事

業はされていません。一番早急に行わなければならない事業ですが、どうして行わないのかお聞きします。

2、みさと天文台について。

日高川町のかわべ天文台、有田川町の生石天文台のように、他町では天文台を経営するには多額のお金を必要とするため、住民の理解が得られないとして廃業としています。

紀美野町は廃業にせず、10億円からの赤字をつくられ、このような行政で町長は住民の理解が得られるのかお聞きします。理解が得られる、理解が得られないでお答えください。

指定管理による赤字事業について。

他町では、合併を機会に、行政の基本である住民の財産を守るため、町長は町を自分の家だと思い、苦渋の決断をして、赤字事業は廃止としています。

紀美野町は廃止にせず、町長の出された指定管理案の赤字事業により多くの赤字をつくられ、町長の家なら既に破産しています。このような行政をされ、町長は住民に申し訳ないと思わないのですか。申し訳ないと思う、申し訳ないと思わないのどちらかでお答えください。

4、美里支所への建設課と産業課の移転について。

美里地区は広く、美里支所は紀美野町の中心近くにあり、町議会議員も12人中7人がおり、志賀野地区を入れれば8人になります。それなのに、合併により、支所地域は寂れ、寂しい限りです。山林や水害の多い美里地区です。産業課と建設課を移転すれば便利になります。また、支所地域の活性化にもなり、ぜひ移転していただきたいと思います。これは美里地区民の要望でもあります。どのようにされますか、お聞きします。

質問を終わります。

(8番 北道勝彦 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 北道議員の1番目の人口を増やすための企業誘致についての御質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、第2次紀美野町長期総合計画及び第2期紀美野町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略に基づき取組を進めているところでございます。

計画では、活力ある産業のまちづくりを基本方針の一つとして掲げ、まちにぎわいをもたらす産業の振興について、環境負荷の少ない企業・事業者等の誘致に取り組むと明記されています。

具体的な取組については、県と県内自治体で構成する県企業立地連絡協議会において、遊休地や空き物件の情報の収集・提供等を行い、企業の誘致PRを広域的に実施しているところであります。

また、町独自の取組としましては、遊休施設となった町有施設の利活用を図るため、民間事業者の誘致を目的とした提案募集を積極的に行い、最近では、2件の事業者の誘致に至ったところであります。

このように、まちにぎわいもたらす企業誘致の重要性は認識しているところであり、大企業の誘致については条件的に難しいところもありますが、当町の特性を生かしたサテライトオフィスやレンタルオフィス等の企業誘致については、引き続き、県等と協力しながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○8番（北道勝彦） 議長、質問の答弁になってない。

○議長（七良浴光） 小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） それでは、私から、2問目と3問目の御質問にお答えをいたします。

まず、2問目のみさと天文台についてでございます。

みさと天文台は、平成7年7月にオープンし、令和2年度のリニューアル事業を経て、今年の7月で30周年を迎えます。

この間、児童生徒への学習機会の提供を行うとともに、イベントなどで交流人口や関係人口を創出する紀美野町のシンボル的な施設で、町内外、県内外から多くの方が訪れております。合併から約22万の方々に利用していただき、大変好評を得ている施設であります。

教育的にも、文化的にも、地域創生、また観光の観点からも、町にとってはかけがえ

のない施設であると考えております。そうしたことで十分理解を得られる施設であると
いうふうに考えております。

次に、3番目の指定管理による赤字事業についての御質問にお答えいたします。

指定管理制度につきましては、民間事業者が公共団体に代わって公の施設の管理運営
を行う官民連携の手法の一つであります。その目的は、多様化する住民のニーズに効果
的に対応するために、施設の管理運営に民間事業者のノウハウや手法を活用し、住民サ
ービスの向上とコスト削減を図ることができるものとして考え、指定管理制度を取り入
れております。

指定管理制度を取り入れているそれらの施設は、町にとって大変重要な施設でござい
ます。そうした中での指定管理制度の活用は大変有効な手段であると考えております。

そうしたことから、議員言われるよう申し訳ないと思う、申し訳ないと思わない、
このどちらかを選べということでございますので、申し訳ないと思わないということで
ございます。

私からは以上です。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（七良浴 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 北道議員の4問目、美里支所への建設課と産業課の移転
についての御質問にお答えをさせていただきます。

御提案いただきました、産業課、建設課の美里支所への移転につきましては、町全体
の行政運営や業務の効率性、財政面、さらには住民サービスの提供体制など、様々な観
点から慎重に考える必要がございます。

現在、産業課、建設課は、他の課との連携のしやすさや、庁舎機能の集約という点か
ら、役場本庁舎に配置しており、限られた人員や予算の中で、できるだけ効率的かつ公
平に行政サービスを提供できるよう努めているところです。

そのような状況から、現時点では、産業課、建設課の美里支所への移転につきまして
は、具体的な計画は持っておりません。とはいえ、紀美野町が抱える課題や地域のにぎ
わいの創出については、町としても重く受け止めております。今後も地域の皆様のお声
をしっかりとお伺いしながら行政運営を行ってまいります。

以上、北道議員の4問目、美里支所への建設課と産業課の移転についての答弁とさせ

ていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良浴 光) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

8番、北道勝彦議員。

○8番 (北道勝彦) 現在、インターネットで仕事をする会社があつて、土地の安い田舎に会社を移しています。早く企業誘致をしていただきたい。

○議長 (七良浴 光) もう答弁要らんのですか。

○8番 (北道勝彦) もう答弁要らん。早く、もう要望だけよ。もういらんよ。

4、消防署やスポーツセンターは町役場近くに造り、美里方面切捨て行政のように思いますが、町長はどのように思われるのかお聞きします。

○議長 (七良浴 光) 答弁願います。

小川町長。

○町長 (小川裕康) 議員の質問の趣旨がちょっと分かりにくいところがあるんですが、私の受け止めた形での答弁をいたします。

美里方面へはとおっしゃいますが、旧の美里、旧の野上、合併して紀美野町になって、それぞれにいいところはどんどん活用されている。旧の美里町で申し上げると、先ほど議員がおっしゃられた、みさと天文台、この天文台は本当に県下ナンバー1、全国に誇れるそうした施設であつて。

○8番 (北道勝彦) 天文台のことは言うてないで。

○町長 (小川裕康) 施設の話をしますね。ですから、天文台もそうですし、農村センター、いろんな施設、かじか荘もそうですし、いろんな施設が旧の美里にはあります、有効に使われているということを御説明いたします。

以上です。

○議長 (七良浴 光) 8番、北道勝彦議員。

○8番 (北道勝彦) 僕は、消防署やスポーツセンターは町役場近くに造り、美里方面切捨て行政のように思いますが、町長はどのように思われるのかお聞きしますと質問したんや。いっこも答弁になってない。答弁になってない。なぜこんな偏った行政をすんななどということを言うてんのや。

○議長 (七良浴 光) 小川町長。

○町長（小川裕康） 質問の中で出ました、スポーツ公園のお話も出ました。消防署も出ました。

まず、消防から説明いたしますと、消防署を移転新築するときに、検討委員会で十二分に検討した上で、消防署としての機能を発揮するために最善の場所ということで今のところなった経緯があります。

もう一つ、スポーツ公園のお話も出ました。それは、ですからもともとあったスポーツ公園のリニューアルとする、大きく言えば大規模改修をしているところでありますので、それはもともとあった施設の改修ということになります。

以上です。

○議長（七良浴光） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 消防署も農村会館の運動場へ造っていれば、美里も、救急車も美里、毛原でも大分近くなつてええのに、何であんなところへ造ったん。おかしな話や。選考委員会って、それでみな逃げてんねん。質問したら。そんなばかげた答弁で納得できませんよ。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今おっしゃっていただいた消防庁舎の移転の場所については、検討委員会でももちろん検討した、その上で、用地の取得についても議会の皆さんにももちろん相談した上でお認めいただいて移転新築したということでございますので、これは私どもだけで決めたものではありません。検討委員会、そして議員の皆様にも相談した上で、あの場所を決定したということです。

以上です。

○議長（七良浴光） 8番、北道勝彦議員。

○8番（北道勝彦） 皆そういうふうにして、自分責任取らんと。選考委員会つくってって、もう全て責任逃ればっかりやないか。こんなこと、これと違う問題やけど、入札問題でもこんなになった職員、あれは町長と助役が責任取らんなんことや。みなそういうふうにして逃げんのや、あんた。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午後 2時16分）

再 開

- 議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 2時16分)
- 議長（七良浴 光） 8番、北道勝彦議員。
- 8番（北道勝彦） 選考委員会が決めたことやけ100%ええとは、町長は判断つくと思うんやけど、つかないんですか。これやつたらほんまに美里方面切捨て行政やないですか。こんなんで美里の住民が納得いきませんよ。どうですか。答えてください。
- 議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休 憇

(午後 2時17分)

再 開

- 議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 2時19分)
- 議長（七良浴 光） 8番、北道勝彦議員。
- 8番（北道勝彦） これでは美里支所の周りに何にもないようになってもちやあんのよ。だから、有田川町のように、やっぱり建設課、産業課を、向こうは産業だけやけど、支所へ、何か残してやって、向こうへ移転してやってほしいんよ。ほいでないと、美里町、支所の周りはもうがたがたや。住民が、僕が言うてるだけ違うで、住民が言うてねで。だから町長にお願いしてんねやないか。町長はそれできやんちゅうんかい、できるちゅうんかい、はっきりしてください。イエスかノーで。できやんだったらできやん、できるんやつたらできる。
- 議長（七良浴 光） 小川町長。
- 町長（小川裕康） ちょっとね詳しく説明いたしますと。
- 8番（北道勝彦） 説明ら要らんで。
- 町長（小川裕康） 今、支所に入っている課は。
- 8番（北道勝彦） 言うたとおりやけ、説明ら要らん。
- 町長（小川裕康） まちづくり課が入ってます。そして、建設課の一部も入って
- るということで。
- 8番（北道勝彦） 10人やいしょ、大体。

○町長（小川裕康） まちづくり課と建設課の一部が入っているということで。
○議長（七良浴光） 静粛にしてください。
○町長（小川裕康） この形で今はいいんじゃないかというふうに考えております。
以上です。

○8番（北道勝彦） もう、それでええ。分かった。ノーチュうことやしょ。
○議長（七良浴光） 以上で、北道勝彦議員の質問を終了いたします。

続いて、2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） それでは、議長の許しを得て質問させていただきます。
町の不登校問題について。

全国的にも不登校児童生徒の数は増加し続けており、文部科学省の調査でも過去最多を更新しています。紀美野町においても、私の把握しているところでは、児童生徒のおよそ1割が不登校の状況にあるとされております。

しかし、町の第2次長期総合計画（後期基本計画）には、具体的な不登校対策や学びの多様化に関する施策がほとんど見られません。私は、これは町全体で取り組むべき喫緊の課題であり、教育委員会だけでなく、町全体の問題として認識すべきだと考えます。

そこでまずお伺いします。

現在、紀美野町における不登校児童生徒の人数や割合について、教育委員会としてどのように把握されていますか、お聞きします。

続いての質問です。

減価償却費を活用した資産管理と財政の見える化について。

総務省が示す統一的な基準による地方公会計制度は、自治体の財務情報を体系的に見える化し、住民や議会が、町の資産、負債、行政サービスのコストを把握できる仕組みです。本町においても、この制度の活用を通じて、減価償却費を含めた財政情報の整備、公表を進める必要があると考えます。

本町の財政状況資料には、有形固定資産に関する減価償却費の記載がありません。現行の官庁会計制度では、減価償却は直接的な予算項目とはなりませんが、施設の老朽化の把握やライフサイクルコストの分析、使用料の適正化など、財政運営において重要な役割を果たします。

今後の持続可能な財政運営を考える上で、減価償却を含めた資産管理の強化は避けて

通れません。本町では、減価償却費をどのように把握・管理していますか。また、それを政策立案や施設整備計画にどのように活用していますか、お聞きします。よろしくお願いします。

(2番 中原和也 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） それでは、中原議員の町の不登校問題についての御質問にお答えいたします。

不登校の問題は、紀美野町だけの問題ではなく、全国的に大きな問題となっているところでございます。令和6年度の小中学校における全国の不登校児童生徒は、約34万6,000人で過去最多、前年度比で約4万7,000人増加していると言われています。

紀美野町の状況についてですが、令和6年度、年間30日以上欠席した児童生徒につきましては、これは病気欠席は除いていますが、小学校で5人、中学校では16人となっております。割合で言いますと、小学校約2%、中学校では約11%、全体で約5%というふうに把握をしております。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、中原議員の減価償却費を活用した資産管理と財政の見える化についての御質問にお答えいたします。

総務省が市町村の情報を集約し、発出している財政状況資料集というものがあります。その中の項目に、有形固定資産償却費を表す箇所があり、これにつきましては、議員御指摘のとおり、現在、当町は未記載となっています。この数値が未記載となっている原因は、固定資産台帳の土地や建物、備品等のデータ内容の確認及び修正の途中のためであります。少しづつではありますが、データの見直しと修正を行ってきました。

また、この台帳はなじみの薄い複式簿記を採用しているため、令和5年度より国の経営財務マネジメント強化事業を活用し、財務会計の専門アドバイザーの派遣を受け、本

年度に台帳整備が完了できるよう努めています。

また、今後の固定資産台帳の適正管理について、全職員が共有でき、持続可能なものとするため、項目設定やデータ入力方法のガイドライン等の整備についても併せて取り組んでいるところです。

整備後は、施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みに活用できるほか、総合的な分析を行うことで、効率的・効果的な政策の検討を可能にするものと考えています。

このようなデータと施設等の劣化状況、利用状況、コスト、地域の実情等を総合的に鑑みて、個別施設計画や財政運営に反映してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、再質問させていただきます。

不登校問題と私は言いましたが、私はこの言葉が適切ではないと感じております。しかししながら、このような言葉で表現するしかないので使わせていただきますが、不登校という定義を教えてください。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 中原議員の再質問にお答えします。

不登校という定義は、文部科学省では、病気とか、あるいは経済的な理由以外で年間30日以上欠席した児童生徒さんということになっています。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そしたら、今先ほど次長からお聞きした数字というのは、年間30日休んだ生徒だけの数なのでしょうか、お聞きします。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 再質問にお答えします。

先ほど申し上げたように、30日以上の欠席者の数を不登校の児童生徒としてカウントしますので、30日だけじゃなくて30日以上欠席ということになります。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私が調べた中で、不登校というのは、家から出れるけども学校に行かない、学校行くけども教室に入らないとか、いろいろなパターンがあると調べて分かったんですけども、紀美野町の、特に中学生なんかは11%も不登校の数があるとお聞きしたんですけども、全て同じ原因で不登校になっているという、どのような実態を把握されているのかお聞きします。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 中原議員の再質問にお答えします。

今、二つお話あったんですけども、不登校の様態と、それから原因というお話があつたと思うんですけども、不登校の原因というのは、それぞれが全部違うわけで、それぞれがいろんな原因があって、あるいは原因が分からぬという場合ももちろんあるわけですけども、統計によりますと、一番大きな原因というのは、無気力とか不安というのが大体不登校の半数ぐらいを占めていると言われています。そのほかに、生活リズムの乱れであるとか、遊び、あるいは友人関係とか、そういうことが原因が多いというふうになっています。

不登校の様態は、おっしゃったように、家から出られない、家から出られるけれども学校行けない、学校へ行けるけども教室に入れない、様々な段階があります。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。大体不登校の感じがよく分かったんですけども、ただ、こども自身の目線で考えると、学校に行きづらい困難な状況は変わらないわけですよね。

そこで改めてお伺いしますけども、不登校のこどもが安心して学べる場所をどう確保するのか。学びの多様性について認識と方針をお聞かせください。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） そういう不登校のこどもたちの学びの多様性、あるいは方針という話でしたけども、実際今、先ほど次長から話しましたように、中学生の不登校というのは多いわけで、今、中学校では、学校へ行つていただくと分かると思うんですけども、空き教室に心の教室というふうに書いてます。学校へ来れるけども教室に

入りづらいこどもたちには、心の教室で、外部とあまり接することなく、中に学校教育支援員であるとか、あるいは不登校の指導員であるとか、町費もありますし、県費もありますし、そういういた支援員の方が入ってくれて、学習はそのこどもに応じてなんですがれども、そういう取組をやったり、あるいは、なかなか家から出られないこどもについては、担任が週に必ず一度は家庭訪問をして、人間関係をつないでいくというかな、そういうことをしたり、それでもなかなか回復しない生徒については、訪問支援センターという、社会福祉法人の外部の団体があるんですけども、そこの支援員さんと一緒に家を訪れて、そして、家の中でいろいろとゲームをしたりとか、そういうことをしながら人間関係をつくっていくと。あるいは、保護者の方とこどもが一緒になって、これは教育委員会じゃなくて子育て推進課がやってくれてるんですけども、料理教室をやって、こどもたちと親が来て、その中で料理を作ったりしながら交流を深めるとか、そういういろいろな取組を、そのこどもに合わせた取組をしているのが現状です。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。いろいろな取組をされているというのはよく理解できました。大変だなと思います。原因も分からぬし、これからまた増える可能性もあるし、そういう中で、今、教育長がお話しされましたその取組、支援員さんとか、家庭訪問して、一緒にその生徒たちと過ごすとか、いろいろな取組をされているんですけども、それは、教育長が教育長として就任されてから、どれぐらいの年数をかけてそれをやっているのか。その成果とか、今の現状をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） いつから取り組み始めているかというのは、その中身によって違うんですけども、例えば、心の教室の設置とかというのは3年前からになりますし、担任による家庭訪問はもうずっと昔から、一番効果があるのが家庭訪問だということで、学校では取り組んでいます。

成果と言われれば、例えば、最後までなかなか学校に来れなかつたこどもたちがいても、一つの成果として、去年度の中学校3年生の卒業生は結構不登校の生徒が多かつたわけですから、全員が進路が決定されて、そして、今ちょっと気になっていろいろ聞いてるんですけども、そのところに行けているという話を聞いてます。どれが、何

が成果であるということはなかなか言いにくいんですけど、いろんな取組の中で、環境も変わるというのは、こどもにとってはプラスに働くんかなと思うんですけど、そういったことでよかったなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、なかなかすぐ解決できるような問題ではないと思います。特に、それを教育委員会だけで解決するというのは非常に難しいことだと私も理解しております。

そこで、最初申し上げたように、これは町全体で考えるべき問題じゃないのかなというふうに私は思うんですね。私は、この問題を教育委員会に任せ、町全体の問題と認識し、今後取り組むべきだと思うんですけども、そのことに関してはどうお考えですか。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 再質問にお答えします。

町全体で取り組むというちょっと意味合いが、私のほうでなかなか理解しにくいんですけども、小学校・中学校、現在4校あるんですけども、教育委員会全体で取り組んでいかなければならぬ問題であるとは捉えています。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 町全体というのは、言うたら、地域の人とか、いろんな人がいますよね。学校と生徒と保護者だけではなく、紀美野町はみんな何かもう知り合いのような感じで、私は移住してきてそれを一番先に感じました。みんなが家族のような、知り合いのような、友達のような関係。ところが、学校へ行くと、学校と先生だけ、保護者だけという形になってしまるのが私はとても残念で、こういう問題こそ、みんなで声を掛け合ったりとか、こどもによったら人と関わりたくないという子もいてるかも分らないんですけども、こういうことが問題になってるということを知らない町民もいっぱいいるということは、僕は残念だと思うんですよ。みんなでこういった問題を意識して、改善していこう、未来の紀美野町のこどもたちのためにという、その思いですよね。みんなが紀美野町のためにという思い。昨日、ある監督さんが言つてましたよね。みんながその一つの思いになったときにいい結果が出てくると思うんで、そういう今まで教育委員会に任せっきりだったのを、どう町民と一緒にこの問題を解決していくかという

ことも取り組むべきだと私は考えているということを申し上げたかったんですね。

文部科学省のほうも、そういう多様性のある教育を支援していくということを考えているわけで、そういう支援も含めて町も取り組んでいくべきやと思うんですけども、ここで改めて教育長にお聞きしたいのは、学校って何なんでしょう。学校ってどういう場所なんですか。教育長の考えを聞かせてください。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 学校ってどういう場所なのかということですけど、学校は、こどもたちが集まって、社会へ出たときの力、自立できる力というのを、その基礎を培うところであるというふうに私は捉えています。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。多分こんな短時間で語り尽くせないほどそんな簡単な問題じゃないと思うんですけども、私は、学校というのは、私は学歴社会のど真ん中で教育されてきた人間なんで、勉強するところやと、うちの親にはしっかり勉強してこいというふうに教育を受けてきました。でも今はそうじゃないと思います。いろんな考え方がありますし、今じゃ予想できない人口減少の中での複雑なこの世の中で、勉強だけでは生き抜いていくことができないという問題が、いろんな問題が出てきています。だから、勉強するだけじゃなしに、今、教育長が言われたように、社会へ行く前の準備というか、そういうところを勉強すると教育長がおっしゃいますけども、実際、学校に行ってこどもたちは、テストを受けたり、宿題をきっちりこれだけやりなさいとか、今現状の僕は小学校の授業を受けたことないんで、僕と比べることはできないんで、そこはあれなんですけども、実際どうでしょう、教育長が若かりし教師をやっていた頃と、今の教育、学校の勉強の中身というのはどのように変わっているのか教えていただけますか。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 勉強の中身ということですけども、学校で学習する内容については、文部科学省で学習指導要領というのを10年に1回改訂しております。10年に1回改訂するんですけども、改訂するときには、10年先を見通した、どういう力が必要なのかということを、中央教育審議会というところがありまして、そういう機関でいろんなことを議論して、こんな力が必要やからこういう勉強をしてもらおうと、教科書もこうしてもらおうということで、そういう計画を立てるわけです。だから10年

に1回学習指導要領が改訂されるに当たって、その先の10年を、中央教育審議会の人たちがどう捉えるかによって変わってきます。

テレビとか新聞とかで、ゆとり教育時代とかとよく言われたこともあったんですけども、あのときは、学習指導要領は、あんまりこうたくさん教えるんじやなくて、いろいろ体験なんかを通じて、もっといろんなことを勉強していってもらおうということで、そういう体系が生まれました。

今はどうかというと、そのゆとり時代はちょっと行き過ぎたと。もうちょっと学力、学習、勉強に力を入れようと。振り子はずつとこっちへ振れてきてるんですね。歴史では常に振り子のように振れてます。今は、そういったことで、しっかり一人一人しっかり学力をつけて、そして社会に送り出していこうという考え方方が主になっております。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。

私も世の中に出していくために学力をつけるという部分にあっても共感してるし、そのように生きてきたんで分かるんですけども、私は今2回目の子育てと言うべき4歳の息子がいますけれども、私が育った頃のようには今は育てていません。自由に天真らんまんに育てているわけですけども、ただ、今の勉強の意味が変わってきたと、学力という意味が変わってきていると思うんです。テストの点だけではなく、今言われたように、探求心や総合力も学びの一つだと思うんですけども、探求人、想像力という部分に関しては、教育長はどのように考えておられますか、聞かせてください。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 中原議員の再質問にお答えします。

今おっしゃったように、探求心とか、あるいは想像力とかという、それは非常に今大事にされています。高等学校の指導要領の中でも、探求をもっとしっかりとしようという、上のほうでもそういう形に今なってきます。それは、もともと小学校、あるいは中学校の中でも、そういうことを大事にしていかなければならないということで、大分前になりますけども、小学校の1、2年生は、理科じゃなくて生活科という科目になったりとか、いろいろ工夫しながら、ただ単に知識や本や、あるいはインターネットで受けた知識だけを習得するんじやなくて、その知識が、さっきちょっと私も話しさせてもらったけど、知識と知識がひつついで、それが活用されるようなそういう学習、いわゆる探

求的な学習とか創造的な学習、そういうことを大事にしていかなければならないということは今も言われてます。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 例えば、今の中学生が大人になる頃、世の中の半分以上の仕事は今にない仕事になると言われています。なのに、今までどおりの勉強だけで未来に、どんな生き方にも対応できるのかというのはとても疑問です。偏差値や進学率ももちろん大切かもしれません、今のこどもたちは自分のやりたいことや、安心できる場所を探しているとまで言われています。自分のやりたいこと、自分が安心できる場所、それを見つける力こそ、今、生きていく力になると思うんですね。そういう教育、学校であるべきだと私は思います。

そこでお聞きしたいんですけども、文部科学省の第4期教育振興基本計画では、学校復帰を前提としない学びの場の支援が明記されています。社会の多様化に対応し、こどもが自分の学び方を選び取る時代に、公立として責任ある多様な教育機会の保障が求められています。また、AI時代、脱学歴社会において、こどもが自分の興味・関心や想像力を育てる環境のほうが、結果的に将来の選択肢を広げる力になるという研究も多数存在しています。

今後は、学校に通えないこどもを問題と捉えるのではなく、そこから教育の在り方を問い合わせ直す契機として、町として柔軟な制度設計を求める必要があるというふうに私も思います。そのことに関して見解をお聞かせください。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） 中原議員の再質問にお答えします。

学校復帰を前提としない学びの場という話が今あったんですけども、こどもたちが学校へ行って勉強をするに当たって、どうしてもその環境になじめないとか、あるいは自分がその学習が好きでないと、もっとやりたいことがあるんだというようなこどもたちも当然いてると思います。いてるんだけども、例えば、学校へ行って、あんたはもう体育ばかり、運動がばかりやつとつたらいいわというわけにはいかないんです。だけども、今、多分中原議員さんおっしゃってるのは、不登校のこどもたちに特化して、学校に来れないんだけども、例えば、読書好きで、朝から晩まで本読みたい子がいてると、その子はそういうことをさせてあげたらいいんじゃないかなという趣旨のことかなと思うんで

すけれども、それは文科省も、学びの多様化学校といって、特別に認めて、今、全国で32校ほどあるんかなと思うんですけど、和歌山県はまだ1校もありませんが、そういう意味だと思うんですけども、そういうこどもたちの学習の場ということを、他府県で、大きな都市では、そういう取組をやっていることは事実です。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 和歌山県でまだ1校もない、そういうフリースクール的な、不登校の文科省の認定を受けたような学校が1校もないと。ただ、全国的には、公設型フリースクールという、言うたら、公共機関が施設を建てて、NPOとか民間の団体が学校を運営するという形が結構増えてきているそうです。多分、町長と教育長には資料を渡しますけども、そういう国の支援制度も活用して、そういう学校も増えてきているというふうに、これを機に調べたんですけども、そこで、最後、紀美野町で不登校特例校や公設型フリースクールを、紀美野町としても中長期的な目標として位置づけることについて、そういうふうにできるのかという意思を聞かせてください。

○議長（七良浴光） 東中教育長。

○教育長（東中啓吉） そういう学校について、設置する意思があるかどうかということでしょうかね。先ほどからちょっとお話し申し上げたように、不登校の児童生徒は、それぞれがいろんな要因がありまして、その要因に対して、学校はでき得る限り細かに今取り組んでます。それは、いわゆる学びの多様化学校を設置しても同じことになるわけですね。同じ、だからその子に合った取組をしていくということになろうかと思います。ただ、公設の多様化学校とかつくっているところで、大きな都市で、不登校児童生徒がその場で40人、50人集まれるという、そういう大きな規模の話だと思うんです。紀美野町では、そういった形で、それぞれ皆が関係機関、それから学校が手を組んでやっております。

学びの多様化学校は、文部科学省では、2027年までに各都道府県、必ず1校以上、政令指定都市に1校以上つくってもらうんやということを言うてるようですが、それはいわゆる学校ですから、特別な教育課程を編成していくという文科省が認められた学校ですから、学校としての設置が必要になるわけです。そのためには、当然、県の教育委員会の協議もしなければいけないし、文科省の同意も得なければならないし、そういう形で初めて設置できるということになろうかと思います。

町内の不登校のこどもたちの実態とか、あるいは県の様子とか、あるいは国の動向とか見ながら、今後、そういうことを研究するかしないかということについては判断していくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。
○2番（中原和也） 都市部では、民間のフリースクールとかたくさんあるとお聞きします。そこが不登校の生徒たちの受皿にもなっていると。先日お亡くなりになられた岸本知事も、そういうフリースクールについては、非常に熱心に研究されていて、今後は和歌山県でもそういう学校を増やしていかなあかんなということを直接お聞きしました。

紀美野町には、民間のフリースクールと言われている、都市部で行われているようなフリースクールがないという認識があるんですけども、ありますか。

○議長（七良浴 光） 東中教育長。
○教育長（東中啓吉） 民間のこのフリースクールという形を取っているところは、紀美野町で私は知らないんですけども、子育て推進課が、月に2回、水曜日に、きみのスマイルというところを開設してくれてまして、そこは親子の居場所となって、そこでいろいろと話をしたりということは知っています。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。
○2番（中原和也） 紀美野町の規模からすると、その施設で足りてるという認識でいておられるのかもしれませんけども、ただ、最初から言っているように、多種多様でいろんな生徒がいると、不登校でもいろんなパターンがあるし、実際、学校に通っている生徒でもいろんな悩みを持っている生徒がいてると私は思います。だからこそ、いろんな学校が僕はあってもいいと思うんですよ。私の周りにはフリースクールを公立でつくってほしいという保護者がいてるわけですね。何で、民間のフリースクール行ったらいいやんという、普通に言うと高いわけです。お金の問題です。ぶっちゃけ経済的な問題です。民間で学校施設を維持して、給食作ったり、教材そろえたり、当然高くなります。でも、学校に行きたいけど普通の学校に行けない、自分が行きたいフリースクールにも経済的なことで行けないとか、もう本当にいろんな問題が起こっているわけですね。町民とか、一般の人が願うような公立のフリースクールをつくる。先ほども話ありましたけども、先進的な取組がこの町をより発展させていくんじやないかと私は思う

んです。和歌山県でないからこそ一番に、子育て県下一を目指す紀美野町が名のりを上げて、そういう問題に積極的に取り組む。それは執行部の皆さんだけじゃなしに、全員で、町全体でそれに取り組むということが僕は非常に大事じゃないかなと。だから、教育長がおっしゃるように、個々の教育、1個1個対応するのは、それは町としては大変かも分からないですけども、みんなに協力を求めて、できる人がそこを補う。別に勉強だけじゃないと私本当に思います。いろんな子どもがいていいと思うんです。その可能性を大人が潰すわけにはいかないと思うんです。子どもがやりたいことは全てその環境を整えるのが我々の仕事じゃないんかなというふうに感じています。

最後、町長にお聞きしたいんです。再度お伺いします。

不登校特例校や公設型フリースクールを、紀美野町として、中長期的な目標として位置づけることについて、改めて町の意思をお聞かせください。できるかできないのかではないです。やるかやらないかです。聞いたことがありますよね。お答えください。

○議長（七良浴 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） お答えいたします。

私も議員と一緒に、不登校とかその言葉はあまり好きじゃないですね。なかなかでも学校へ行きたくても行けない子どもさんとか、いろんな子どもさんがいらっしゃるというのよく存じ上げているところであります。

先ほど教育長が申したように、町の取組とすれば、きみのスマイルというところもあるし、いろんな、例えば、公民館を活用して、こうしたグループの方々がされているそういう取組もあるし、もう一つ、本当にうれしいと思ってるのは、子ども食堂、キノコ食堂のお手伝いに来てくれている中学生、高校生、大勢いらっしゃるんですが、その中にはなかなか学校へ行きにくい、そういう子どもさんがそこのお手伝いで来てくくれて、その子どもたちにとっては、そのところが自分の居場所になってるということだと思うんですね。ですから、それも大変うれしい話なので、いろんなケース・ケースがあるわけなので、また逆に、その子その子に応じたいいろんな居場所とかというのはあるはずなんです。ですから、今はそういう取組がこの紀美野でどんどんされているというのは大変大変うれしいお話であります。

言われているフリースクールとか、私、今の段階では形にはこだわらないというふうな、建物とかそういったものにこだわらんと、その子その子に応じた、どうしたらその子の居場所になれるかとか、どうしたら一步踏み出せるかとかといった、こうしたもの

は町にとって大変大事なところであります。しかしながら、おっしゃられてる多様化学校とかフリースクール、この件については私は否定するわけではございません。しっかり研究というのか、自分なりにも一生懸命勉強していきたいなという思いでございますので、それは自分としての勉強課題と捉まえたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 今、文科省が非常にそこに力を入れているので、経済的にも支援をしていただけるということを、国が強く勧めているわけですから、それを活用して、何も大きい学校を造ってくださいと言ってるわけじゃないんです。公民館を使ったり、空き教室を使ったりして、要は公設で、あとは運営は民間に任せたらいい、公設型フリースクールというのも、それよりも小さい、奈良県にあるみたいで、公民館を使った小規模のフリースクールというのも、本当に視野に入れて、前向きに取り組んでいっていただきたいんですけども、小規模でも駄目ですか、町長。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 駄目ですかというんじゃなくて、資料も頂いておりますので、一から研究したいということで、そういうお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） しっかりとよろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきます。

これは、私、議員になってから、議員専門のセミナーというところに行って、財政の勉強をしていってます。なかなか難しい、財政って難しいんですけども、そこで一番最初に教えてもらったのがこの問題なんですけども、今年度中にある程度しっかりとていきたいとお聞きしたんですけども、固定資産台帳の整備状況と、減価償却に基づいた施設のライフサイクルコストの算出状況を教えてください。

○議長（七良浴光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 中原議員の再質問にお答えさせていただきます。

固定資産台帳の整備状況ですが、土地建物はほぼ完了しているというふうに把握しております。備品の関係がやはりちょっと正確さが欠けておりますので、その辺りを今見直して、修正しているところと、それから、それに関する設定、償却の設定であるとか

耐用年数というところの設定がやはりばらつきがあるので、そこはきっちり統一感を出していくということで今進めようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ありがとうございます。固定資産台帳の整備状況も大体整つてきている、順次進めているという部分もあるとお聞きしました。

町が保有する全ての施設・設備について、台帳整備の完了時期や優先順位はどのように設定されているのか。また、減価償却費を使用料見直しの判断材料にするという考えはあるのか。実際にどの施設から着手する予定なのか。スケジュールがあれば教えてください。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） すみません、完成した後の利活用という話にはなると思いますが、もちろん固定資産台帳を活用するということには大きな意義があります。資産の管理をしていくであったり、政策に反映していくとかということが考えられるわけなんですけども、この施設のほうにつきましては、紀美野公共施設等総合管理計画というのを定めておりまして、これを一つの指標として、今、施設の老朽化であるとか、見直しとか、改修であるとかというのは、ここで管理している状態にはあります。

これと、今後できた減価償却の数値というのを活用しながら、どう活用できるかというのがまだ模索中ではありますけども、活用しながら、そことリンクさせて、整備の計画をまた見直すということも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 大変な作業なのかと感じます。私がこれ、高田課長にもう1年前からずっとお聞きしていることで、なかなか答えがいただけないので、この場で質問させていただいてますが、町の内部で減価償却を含めた原価計算を担う人材や体制は整っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 議員おっしゃるように、やはり少し専門的な分野のことになるというふうに考えております。ですので、やはりガイドライン的な、職員誰が見ても分かりやすく、またそれを持続可能に、この台帳を持続的にきちんと整備でき

る体制を整えるのが必要だと考えております。ですので、そういうたガイドラインというのも併せて整備していきたいということで、それについても専門アドバイザーの意見をいただきながら、分かりやすいものを作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。
- 2番（中原和也） 将来的に公会計制度改革に向けた財務処理、貸借対照表とか、行政コスト計算書等の整備と住民への財政の見える化を進める意向はありますか。
- 議長（七良浴光） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） 先ほどおっしゃっていただいた財務4表の関係だと思います。もちろん財務4表には償却累計額等を入れる欄がございますので、そこら辺と整合性を図りながら、財務4表のほうへも反映させていくという流れにはなると思います。
- 議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。
- 2番（中原和也） 公会計制度改革に関して、他市町村の状況も考慮して進めているとは思うんですけども、例えば、令和8年度までに貸借対照表等を整備し、公表するという目標を定める考えはありますか、お聞きします。
- 議長（七良浴光） 曲里総務課長。
- 総務課長（曲里充司） 企画管財課長の答弁にもありましたが、企画側での固定資産台帳の整備次第、反映していくということにはなるかと考えております。
- 議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。
- 2番（中原和也） 次第というのはいつ、具体的に8年度と言えないわけでしょ
うか、お聞きします。
- 議長（七良浴光） 高田企画管財課長。
- 企画管財課長（高田真孝） 固定資産台帳、今年度完成するように進めているのが現状であります。それができて、財務4表と連結していくというか、それをつなげていったときにエラーがないかとかというそういう作業も必要になってきますので、もちろん作業として進めていますが、それはきちんとエラーが消せる状態でないとやっぱり公表できないなというふうに思っておりますので、業務としてはもちろん進めていきたいと考えておりますので、その完成に向けて努めていきたいというふうに考えております。
- 以上です。

○議長（七良浴 光） 2番、中原和也議員。
○2番（中原和也） 目いっぱい頑張って早く公表してほしいと思います。
和歌山県内で既に統一的な基準による財務書類の制作、公表を行っている自治体は複数あります。田辺市とか、岩出もそうだと書いていました。

本町でも施設の老朽化が進む中、将来負担の見える化は不可欠です。今後の予算編成、公共施設再編、使用料改定などにも資する情報です。本当に大事な情報だと思います。

そこで改めて伺いますが、本町として、何回も言います、令和8年度までに統一的な財政書類、貸借対照表、行政コスト計算書などを整備、公表すると目標を明確に設定するお考えはないのか。その意思とスケジュールについて、町長の見解をお伺いします。

○議長（七良浴 光） 小川町長。
○町長（小川裕康） 私からお答えをいたします。
先ほどから、担当の企画、そして、総務課長がそれぞれお答えしております。
まず、企画では、今年度中に台帳をきちっとするということで、土地建物もほとんどできている。物品であるとか備品は最終処理をやっていることもありますので、それをまとめて8年度までにというのはちょっと難しいかも分かりませんが、8年度中には公表に持っていきたい、このような思いでありますので、それに向けて進めていきたいと思います。

以上です。
○議長（七良浴 光） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。
続いて、6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）
○6番（埴谷高夫） それでは、質問を始めたいと思います。
私の質問は、大きく言って3点です。樅河池の太陽光問題と、それから各種契約について、これは各種契約の考え方をお伺いするだけなので、簡単に終わると思います。もう一つは、スポーツ公園のリニューアル事業についてです。

まず初めに、太陽光問題ですけれども、質問通告に書いてますように、自己確認に必要な書類を確認したいと。何遍も議会で取り上げて、これは課長さんも御存じだと思うので、どういう書類が必要なのか。提出書類じゃないですよ、会社が持たなければならぬ書類がどういうものなのかというのをお伺いいたします。

次に、遮光率の計算、何遍も、課長さんが出してくれればいいんですけども、今

度、新しく出し方が決まりました。それに基づいて計算してもらって、そして、私、図面頂いてませんから、私は計算できないので、住民課長さんから図面が出てきたら、それでもってまた計算させてもらいますけれども、今のところどういうことなのかというのをお伺いしたいと思います。七十何%か前おっしゃいましたけれども、それがそれでいいのかどうかだけお答えしてもらっても構いません。

それから、もう一つは自立運転機能ですけれども、これも何遍もここで言いました。住民説明会で自立運転機能をつけると言ったので、それについて質問したら、町長さんは、これは確かめますということでお答えをいただいてますので、その結果どうなったかというのをお答え願いたいと思います。

各種契約について。今、スポーツ公園で契約書が、私これから問題にしますのであれですけれども、業務も委託契約、準委任契約ですね、それから工事請負契約、これの違いについて、分かっている範囲で、どなたでも結構です、お答え願えますでしょうか。建設課長さんなんかはこういう請負についてはよく御存じなので、お答えできると思いますし、業務委託契約については、総務課長さんなんかがよく分かってらっしゃると思うので、お答えできると思います。

スポーツ公園のリニューアル事業についてですけれども、話は大変たくさん、私も契約書全部目を通しまして、そして、逐条的にやつたらとても40分で終わりませんので、ここに載せてます項目でやりたいと思いますけれども、まず一番最初に伺いたいのは、この契約書ですけれども、予算では工事請負で上がってますから、それに基づいて、議会でも工事請負契約、契約書も工事請負契約、正確には、設計・工事監理・建設工事請負契約、これ仮契約書ですけれども、及び運営・維持管理仮契約書、こないなってますよね。まさしく請負工事契約書なんです。ところが、予算も請負工事、議会に出されたのも請負工事。ところが、次長さんは、これは違いますよと、準委任契約なんですよということをここで答弁なさいました。その確認です。大谷先生と共同で、共同でというか指導でつくりました。そういうこともおっしゃいました。KIMINO SUTUDIES株式会社に事業を任せるというのはどうしたらよろしいですかと聞いたら、こういう契約書ができましたということをお答えしています。それでいいですかね。今でもその見解は変わってませんか。

以上を聞いて、それで後の、逐条的に質問いたしたいと思います。

(6番 塙谷高夫 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） それでは、私からは、埴谷議員の一番目の質問、樺河池下太陽光問題についての1点目、使用前自己確認に必要な書類等の確認をしたい。3点目、住民説明会では自立運転機能をつけるという説明であったが、実際はついていない。なぜか、に対してお答えさせていただきます。

まず1点目の質問です。2023年3月20日より、太陽電池10キロワット以上50キロワット未満の小規模事業用電気工作物を使用開始する前に、経済産業省に自己確認結果を届けることが義務化されております。これは、再生可能エネルギー発電設備の急速な増加に対し、安全確保に対する社会的要請が高まったためであります。

埴谷議員御質問の必要な書類の確認ということが、小規模事業用電気工作物の新制度Q&Aでは、経済産業省が定める使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈で定める別紙様式及び電気事業法施行規則別表第3の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出するよう記載されております。

3点目の質問です。自立運転機能をつけるという説明であったが、実際はついていないとのことですが、FIT認定において、自立運転機能はありとなっており、国の調査によりますと、申請された条件は全て満たしているということでした。

以上のことから、同機能は具備されているものと考えております。

以上、簡単ではございますが、樺河池下流域の太陽光発電設備についての1番目1点目及び3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

（住民課長 森谷克美 降壇）

○議長（七良浴 光） 吉見農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長 吉見將人 登壇）

○農業委員会事務局長（吉見將人） 私のほうからは、埴谷議員一つ目の、樺河池下の太陽光問題についての2番目、遮光率の計算と正式な図面の提出についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、遮光率の計算についてでございますが、令和6年9月議会の答弁におきまして、国から遮光率の計算式が示されておらず、他府県からも国に示すように要望している状

況であるため、独自にパネルが覆う面積を植付け面積で割って計算し、ホープフルマリンの2か所を73から77程度になる。また、同年12月議会におきまして、残りの5か所について、図面が提出されてから余裕のない中で計算したので、78.1から83.7程度になると思うと答弁をさせていただいたと思います。

今回、数値を拾い直しまして、同様の方法で計算をやり直した遮光率を申し上げますと、低いところでは335番地の75.4%、最も高いところでは330、331番地の84.7となってございます。

なお、12月議会でも説明させていただいてございますが、国は、遮光率については、一時転用許可の直接の要件とはしていないということを示してございますし、県の回答からも、生育に支障があるかを判断する場合、申請書の記載内容、栽培実績のある民間の事業者や専門家の知見が示されているのであれば、否定できないとのことでございました。

それから、専門家の方に確認してございますが、過去からの多数の現場と経験において、65%から95%の範囲と回答をいただいてございますので、御理解いただければと思います。

次に、図面の提出についてでございますが、ホープフルマリンの2か所以外の5か所につきましては、以前から提出を求めてございました。これは令和6年11月29日に再度提出を求めたところ、同日に事業者から提出されたものでございます。

今後、当該農地において、耕作者が営農していくことになりますが、生育に問題があれば、耕作者が収入を得ることができませんので、耕作者は事業者と話し合い、生育に支障のないよう改善していくこととなります。

農業委員会としましては、耕作物の育成状況について、事業者の報告や現地確認により、生育に問題があると認められる場合は、農地法等に基づき指導していくこととなります。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(農業委員会事務局長 吉見將人 登壇)

○議長 (七良浴 光) 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長 (高田真孝) 私からは、埴谷議員の2番目の各種契約についての御質問にお答えいたします。

工事請負契約と準委任契約の基本的な考え方についてであります、工事請負契約と準委任契約は、契約の目的や責任の所在が異なります。

工事請負契約は、成果物の完成を目的とした契約で、請負人が仕事を完成させる義務を負います。発注者は、完成した成果物に対して対価を支払う形となり、施工業者は、完成したものの品質に責任を持ちます。

一方、準委任契約は、特定の業務を遂行することを目的とした契約で、委託された業務の遂行に対する責任を負います。業務の遂行そのものが契約の中心で、契約で定めた業務の遂行に対する対価が支払われます。業務の遂行そのものに対して責任を持つことになります。

このように、請負契約は、結果、完成を重視するものに対し、準委任契約は、業務の遂行そのものを重視する点が基本的な考え方となります。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 塙谷議員のスポーツ公園のリニューアル事業についてと
いうところでお答えさせていただきます。

まず、予算と議案と契約、この3点。弁護士との確認という形の御質問だったと思う
んですが、それでよろしいでしょうか。

予算につきましては、前の議会でも御説明させていただきました。財政上の仕分、性
質上の仕分のために工事請負費で置いておりました。

コンソーシアム企業については、結局は工事の施工に費やす費用でございますので、
財政上の整理のために工事請負費へ置いておりました。

また、この議案について、これも以前説明をさせていただいたんですが、先ほども申
しましたとおり、建設工事に費やす費用でございますので、条例に従って、多額の費用
にもなりますので、議会の判断を仰いだという形です。

さらに、契約についてですが、この契約については、D B O方式、準委任契約という
形で契約をする必要がありました。そういう事業方式というのは、今まで本町でもや
ったことがなく、いろいろ先進自治体がないかということでいろいろ問い合わせもして
みたのですが、そういう事例はほとんどございませんでした。ですので。

○ 6 番 (埴谷高夫) 何調べたんですか。

○議長 (七良浴 光) 答弁続けて。

○教育次長 (東浦功三) 私どもも顧問弁護士である大谷弁護士に相談し、私どものほうから案を提出させていただいて、幾つか訂正するところはあったのですが、準委任契約という形で行けるということを確認して、そうしておるわけです。

以上、答弁といたします。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良浴 光) 以上で、1回目の答弁が終わりました。
しばらく休憩いたします。

休憩

(午後 3時30分)

再開

○議長 (七良浴 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長 (七良浴 光) 住民課長、答弁漏れの件。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長 (森谷克美) 御質問の中で、会社が事業用工作物の新制度による使用前自己確認制度で保有している書類はどのようなものがあるかとの御質問ということで回答させていただきます。

経済産業省が使用前自己確認の方法の解釈というものを作成されておりまして、その中に多岐にわたるものが書かれておりますが、ちょっと我々のほうでは事業者の保有している書類はどのようなものであるかということは把握しておりません。

以上です。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長 (七良浴 光) 吉見農業委員会事務局長。

(農業委員会事務局長 吉見將人 登壇)

○農業委員会事務局長 (吉見將人) 遮光率の計算の仕方は、2025年の4月1日でしたか、ガイドラインのほうで発表はされています。計算式は、太陽光モジュールの平面積と支持物の面積をアレイの外角面積で計算するというものとなってございます。

計算についてなんですが、その支持物の面積についてカウントすることが非常に難しくて、1センチ程度を見たりして計算はしてございます。

以上です。

(農業委員会事務局長 吉見將人 降壇)

○議長 (七良浴 光) しばらく休憩します。

休憩

(午後 3時33分)

再開

○議長 (七良浴 光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時40分)

○議長 (七良浴 光) これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番 (埴谷高夫) そうしたら、使用前自己確認でお伺いします。

経産省の中部近畿産業保安監督部近畿支部というのの資料を持ってますけれども、ここで、こういうものが要りますよという必要書類、支持物の構造図及び強度計算書。しかし、これはあそこへ当てはまりませんから、出さなくても結構ですとなつてます。しかし、これは添付に不要な場合であっても自己確認における支持物の確認等に必要な書類、必要に応じて確認させていただくこともありますので、大切に保管してくださいと。この中に、添付が必要ないんですけれども、必要な場合は、支持物の構造図、架台や基礎、使用部材の図面、接合部の詳細図、地盤、これ傾斜は関係ないですね、図面、強度計算書を添付してください、こうなつてるんですよ。これに基づいて何回も質問したときに、課長さんは、強度計算書と図面は出すようにしますと何回もおっしゃったじゃないですか。それをなぜここで言わない。町長さんにも確認したんですけどもね、これは。図面、分かってたらそれでいいです。

○議長 (七良浴 光) 答弁願います。森谷住民課長。

○住民課長 (森谷克美) 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

電気事業法施行規則の中で、自己確認の方法の解釈ということで点検項目が設けられております。その点検項目に基づいて、それぞれ資料は作成されているとは認識しているんですけども、それをうちのほうで特段確認を行っていないため、把握していない

ということで答弁をさせていただきました。

以前から私も、確認して提出できるものであれば提出を求めるということでお話しさせていただいたんですけども、実際、作成されていないものもあったため、前回は竣工図面等が作成していないことを確認して答弁させていただいた状況であります。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 国が必要な書類で保管しないと駄目ですよと言つてゐるが会社にないといふんですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埼谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども御説明させていただいたのですが、検査項目は多岐にわたつてゐるんですけども、その書類を都度こちらで確認させていただいてないために、把握していないということで答弁をさせていただいております。

なお、この確認については、あくまでも技術的なものであるので、経済産業省において確認していただいているという認識であります。現地確認も経済産業省のほうにしていただいて、設備等が問題ないことも確認していただいていることを報告させていただきます。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今言つてゐるでしよう。図面と強度計算書、こういうのは会社が必要な書類で置いとかなあきませんよと言つてゐるわけでしょう。そして、あなたが、会社にこういうものがありますかと言つたら、ないという答えはないでしようが。そんなもあり得ないでしようが。それでもないと言うんですか。あるないの話ですよ。出せと言つてゐるのと違いますよ。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埼谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回、私が確認してあるとかないとかという話をさせていただいたのは竣工図面に関してのみであります。竣工図面があれば提出してくださいとの答弁に際しまして、竣工図面は作成されていないので施工図面で管理されるということで、それはそれで結構だったら、うちのほうも結構ですという答弁をさせていただいております。

以上です。

- 議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 施工図面はもらったんですか。施工図面が実際と違ったらどうするんですか。
- 議長（七良浴 光） 森谷住民課長。
- 住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。
- 事業計画策定時に施工図面のほうは頂戴しております。幾分、主要部材等に変動が最終的にはありましたけれども、実質的に製作されているものというものは変わりませんし、その部材の多少の大小で橋台の強度が大きく変わることも、うちのほうでは考えてませんでしたので、施工図面そのままいただいている状況となっております。
- 以上です。
- 議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） 私こんなところで時間取りたないんです。はつきり言いましょう。強度を計算するんですよ。強度を計算するのに、施工図面やら竣工図面違ったら、あなた計算できないでしょうが。どういう計算するんです。そんな分かり切ったことが分かりませんか。強度を計算するのに施工図面やの竣工図面やの何や分からんと、違うところもあると。そんな話じや強度計算書出せないでしょうが。もうこれいいですけどね。もう次へ移りましょう。駄目ですよ、そんなん。
- 竣工図面という話が、竣工図面は課長が言ったんやで、私言ったん違うで。そちらから言ったんやで、それを出すということで、もう一回、遮光率の計算書、計算したのがあるんだから、資料を頂けますか。
- 議長（七良浴 光） 吉見農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（吉見將人） 計算のほうにつきましては、うちの委員会のほうで計算をさせていただいてございます。図面につきましては、施工図面から数字を拾つたものと、あと、その不足する数字については、一部事業者の方へ聞いて確認した上で数字を代入してつくってございます。
- 以上です。
- 議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
- 6番（埴谷高夫） そしたら次、自立運転に移ります。
- 自立運転はついてるという話ですから、そしたら、住民に使い方を説明しないと、これはどうにもなりませんよ。どういうところにコンセントがついてるのか、どうやって

使つたらいいのか、全然分からぬ。よそでやってますけれども、自立運転機能がついたところはたくさんありますけれども、そこは全部、住民を寄せて説明会を開いて、停電なつた、災害になつた、こういうところでここで使えますよという説明会をしてるんです。そしたら、ここもすべきじゃないですか。それはどうです。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 塙谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

この設備につきましても、当初は自立運転と停電時の給電コンセントが設置されていなものでありましたが、住民の要望により設置することになったと認識しております。

実際、F I T認定のほうでも変更がなされており、現在確保しておりますので、住民さん、要望された方がその説明を聞いていただくのが本来だと思いますので、事業所のほうに御連絡いただき、説明を受けていただければと思います。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） 住民は、一部の住民ですけれども、会社に連絡するなと言われてるんですよ。弁護士通してやりなさいと。そんな状態で説明会をといって誰に要望するんです。弁護士に要望するんですか。そういうのはおかしいでしょう。それで町があっせんして、仲取って、こういう条例もあるんやから、住民の意見を聞いてやりますとやってんやから。そういう仲取ってやってくれてもいいんじゃないですか。

○議長（七良浴光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 塙谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業者の方で、何かあつたら弁護士のほうへ連絡してくださいと言つてゐる対象の方がおられて、その方がお聞きしたいというのであれば、事業者のおっしゃるとおり、弁護士さんに連絡していただかないと仕方がないと考えます。それ以外の方で連絡つく方がおられるのであれば、もちろんもともと相互において連絡取り合えるように住民説明会も開催していただいておりますので、事業者の方へ連絡していただければと考えます。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） あくまでも住民と会社でやれと言うの。私は知りませんとい

う態度ですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 塙谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が知ってる知らないというよりも、もともと住民さんの要望で事業者が費用をかけて設置していただいた附帯設備になっておりますので、要望された方がお聞きするのが本来かと考えます。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） 役場にも資料は全部出てるでしょうが。その資料については、全部自立運転機能をつけますとなつたでしょうが。ほやから自立運転機能をつけたと言ふんでしょう。役場は何にも責任ないんですか、これについては。住民が勝手にやりなさい、住民が拒否されてるんですよ。また、私も住民ですけれども、私も拒否されてるんですけどね、ほやからあかんのですが。住民がどないやって、停電時どうしたらいいんですかというのを聞きに行って拒否された場合は、そしたら、それは役場に言つたら何とかしてくれるんですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 塙谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

どうして拒否されているかという部分はちょっと私のほう存じ上げないんですけども、もともと要望して、お願いして、事業所のほうに設置していただいていると考えますので、まず要望していただいた方がお話を伺うということがまず本来だと考えます。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） 拒否されたら仲介をするんですか、しないんですか、どちらですか。

○議長（七良浴 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） あくまで設備の所有者はその事業者になりますので、その事業者の設備をどなたに使用していただくかどうかというのは、その事業者の権限になろうかと考えますので、御事情は確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、塙谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) もうそんなところで怒ってても仕方ないので次行きますけど、あなたの態度は本当に住民を守ろうとか、住民サイドに立とうとか、そういういたことはないので、もう本当に遺憾に思います。

次に移ります。スポーツ公園ですけれども、違うわ、各種契約や。もう各種契約はええわ。そういうことです。それで大体はいいです。それを東浦さん、聞いてどう思いますかと言ったらまたおかしいんやけど、そういう話ですよね。今、準委任契約と請負工事契約の説明がありました。はっきりと言ってます。だから、それについてはまた後で伺いますけれども、まず、おかしいなことをおっしゃったので、もう一回確認です。

この契約をほかのところで聞いたけれども、例がなかった、ほかになかった、こういう話でしたけれども、どういうことを聞いて、ほかに例がなかったんでしょう。

○議長 (七良浴 光) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) D B O 方式で一括契約でした地方公共団体はないかというところで調べてみましたが、なかなかまるつきりうつと、紀美野町がしよう正在することと同じ形態でしているところはありませんでした。そういうことでございます。

○議長 (七良浴 光) 6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) ごめんなさい、私さっき聞き漏らした。大谷先生の指導を受けてつくったというのは間違いなかったんですね。

○議長 (七良浴 光) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) 大谷先生にも確認していただいています。

以上です。

○議長 (七良浴 光) 6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) 町長さん、今、次長さんは非常に面白いことおっしゃった。

このD B OでS P Cをつくってやったのはほかに例がありませんとおっしゃってんで。全国で、D B OでやってS P Cをつくってる、幾らもあります。私調べました。幾らもありますが、こういう契約はないんです。なぜかというと、はっきり申し上げて、非常にうさんくさい契約だからです。まともな契約じゃないです、これ。それをこれから話したいと思います。

まず最初に、この契約書、収入印紙貼ってます。これ何ですか。

○議長 (七良浴 光) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) 確かに契約書に32万円分の印紙をS P Cは添付してい

ます。当時、その理由を尋ねたところ、委任契約は今まで締結したことがなくて、万が一、委託契約等と解釈された場合のことを考えて、まず添付したということでございました。これについても弁護士とも相談をいたしましたが、請負契約と同額の印紙ではあるんですが、それを貼ったからといって請負契約となるものではないという見解であります。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 議長ちょっとごめん。休憩して。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午後 3時57分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時58分）

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 請負契約という概念ではなく、事業を委託したというような形でもし判断された場合は、委託に関する印紙税を払わなければならないようになるんじゃないかなと思いました。事業者もそのような考え方で、これが、印紙がもし足らなかつたら3倍の過怠税を課せられるということで、もう安全ばかり貼っておきますということなので、別に否定はしませんでした。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 分かってないからあかんわ。議長、休憩して。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午後 3時59分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) 3 2 万円の工事請負契約で収入印紙を貼りました。そして、あなたもここに消印を押しました。認めてるんでしょうが。違うんですか。本当だったらあなた言う準委任契約だったら非課税ですよ。7号文書でも 4,000 円ですよ。あなたが、4,000 円、7号文書としましょう、31万6,000 円損させたということですか。

○議長 (七良浴 光) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) そこについては、事業者が、SPC のほうが貼ってきたものでございます。これ SPC が。そちらがいいのなら、足らなければ過怠税の対象になりますけど、そちらがそれでいいのなら、もう貼ってたので、それを受け入れたという形です。これについても弁護士にも相談をいたしました。3 2 万円貼ったらあかんとか、貼ったから請負契約になるとか、そういうしたものではないという説明も弁護士から受けております。

以上です。

○議長 (七良浴 光) 6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番 (埴谷高夫) 請負契約書と書いてあるから、3 2 万円払わんかったらあかんのですよ、これは。そやから貼ってきたんですよ。請負契約書でなかったら誰も 3 2 万円も貼りませんよ。4,000 円で済むんですから。請負契約書だから貼ったんでしょうが。それいいです。収入印紙の話はそれでいいですけれども。

それから、もう一つおっしゃったのは、この契約書は、先ほども言いましたように、たくさんあります。DBO でやって、SPC でやったのは大きな、百何十億というのもあります。しかし、それ 2 本立てですよ。SPC でオペレーション、最後の管理運営をやる。工事請負や、それは別ですよ、別建て、工事請負業者、大きな会社ありますからそこでやります。2 本立てでやってるんですよ。あなた言ってるのは、SPC で、KIMINO STUDIES で全部やろうとするから、そういうのは例がないんですよ。極めて違法性が高い。ほやから、どこに聞こうとしてもこんな契約書ないんですよ。そういうじゃないんですか。

○議長 (七良浴 光) 東浦教育次長。

○教育次長 (東浦功三) 埴谷議員おっしゃるとおり、そういう建設は建設、それから、オペレートはオペレート、別契約でやってるところはございました。ですが、紀美野町がしようとしたのは、それを一括契約をして、設計から運営まで一連の契約の

中で効果を発生させるというのが目的でございました。こういった契約が全国調べてみてもありませんでした。そういう形です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そやからこんなむちやくちやな契約書ができるんですよ。

中身に入りましょう。12億7,400万を、議会では14億ですけれども、運営管理も入ってますから、全部で15億5,000万円やね、これだったらね。それはいいです。そしたら契約の中身に移りましょう。

先ほど課長さんから話ありましたけれども、総則1条3項、これは、この契約だけですよ、ここの条項だけ見て、これは何ですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 受注者はＳＰＣでございます。この総則の中の第3項は、ＳＰＣが町に成り代わって、コンソーシアム構成企業に仕事をさせて、そして。

○6番（埴谷高夫） そんなことどこに書いてあるのよ。3項だけ。

○教育次長（東浦功三） 3項ですよ、3項の2行目からです。設計、工事期間内にそれぞれ完成させ、これはコンソーシアム企業に完成させると。また、実施をさせ、これも同様です。それができた目的物については、ＳＰＣを通じて発注者に引き渡してこい、そういう形です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私こんなにもう時間を取りたくない。あなたね、私言うことをまともに聞いてまともに答えてくださいよ。この3項は何て書いてますかと言うてるだけやで。コンソーシアムとどこに書いてある。コンソーシアムなんて言葉書いてないでしょうが、3項に。3項だけの話をしてくださいと言ってるんよ。3項だけの話したら、先ほど言った、全くの工事請負契約でしょうがと私は本当は言いたいんやけども、言ってしまう。そういうことやでって。この3項は工事請負契約書のことを言ってるんやで。完成物を、時期の間に完成させて、そして、受注者はＳＰＣやね、ＳＰＣは町に引き渡すと言うんでしょう。全くの請負工事のことを言ってるじゃないですか。違うんですか。コンソーシアムは関係ないで。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 3項のみを取って言うんではなくて、これは総則で、そういう工事をさせて、そして、それを引き渡しなさい、そういうことです。それを誰に

させるんよという話になると、7条に載ってくる。

○6番（埴谷高夫） 載ってない。純粹に3項だけの話をしてるの。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午後 4時08分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時09分）

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 3項は、全く工事請負契約書のことを書いてます。間違いないです。受注者は、KIMINO STUDIESが設計業務、工事監理業務及び建設工事業務に伴う設計期間、これを設計期間内に実施または完成させ、完成させですよ、目的物、本件業務、体育館、あそこのスポーツ公園一式を町に引き渡す。そして、町は、その業務の履行にかかる代金を支払う。こないなってるんですから、完全な請負契約の内容ですと言ってるんよ。

次、移ります。

そしたら、14、これは何て書いてますか。第1条の14。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） これは、受注者が複数の法人、共同企業体である場合のために記載をしているだけでございます。これは今回、この条項に該当することはありません。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 契約書というのは関係ないことは書かない。当たり前の話です。関係のないことまで書くんですか。関係ないけれどもここに書いてると、そういう話ですか。今おっしゃったのは。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 確認をさせてもらった際にも、契約上のこの条項があるからといって害をなすものではないので削除するほうが望ましいかもしれません、あつたからといって、契約を害するものではないと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） 契約書のていをなしていないというのがここでも証明されました。全く要らんことをこんなところに書いてるわけですから、いかに精査されてないかというのがよく分かります。

次は、そしたら第4条の着手、これはどうなっていますか。今の進捗状況を教えてください。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 第4条は、受注者であるKIMINO STUDIESが、契約の日の翌日からこの業務に着手をして、着手というのは、コンソーシアムに工事を着手させる旨の規定でございます。現在、建設担当コンソーシアムが入って、一部掘削であるとか、そういう工事に着手しています。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） お金は払ったんですか。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 工事請負代金はまだ払っていません。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） なぜ、着手したら払うんじゃないですか。前払金で払うんじやないの。違うの。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 前払金の請求があったときは、いろんな条件に応じて払うことはありますが、今回はございませんでしたので払っておりません。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと肩透かし。払うけども払えないというような話に本当はなると思うんですけども、第5条についても、請負代金というのが3か所出でますので、これについても今回は載せてませんけども、ちょっと触れさせてもらいたいと思います。

そしたら、この保証証券というのは、まだ全然関係ない話ということになりますか。

○議長（七良浴 光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 第5条の契約の保証につきましては、これは契約保証金

として、契約の10分の1、もしくはそれに相応する証券、保険契約の保険証書を提出することになっています。それについては、金融機関とＳＰＣが契約をし、その保険証書をこちらで提出されて預かっております。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） そしたら、保険証券を預かってるということでいいですか。
確認します。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 先ほど申しましたとおり、そのとおりでございます。
○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） そしたら次に、あなたが好きな第7条に移りましょう。

これは、コンソーシアム構成員以外の業務実施の禁止。受注者は、要求水準等に基づいたコンソーシアムに構成員に設計業務、もしくは工事監理業務及び建設工事業務を実施させることとすると。体制については承諾を得なければならない、こういうことです。これをもってあなたは、これが準委任契約だというわけですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 先ほどの総則第1条第3項でもございました。実際に工事等をするのはコンソーシアムです。コンソーシアムに仕事をさせるのはＳＰＣ。ＳＰＣとコンソーシアムの間の契約は請負契約になる。ＳＰＣは町に成り代わって工事業者に仕事をさせるということで委任契約、そういう形です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） 最高裁でも判例出でますけども、実質的にどないなってあるか、この契約書ですよ。この契約書の構成はどうなってますかというのを問われるわけですね。ＳＰＣが完成に責任を持つ、これは間違いないですか。そうでしょう。ほやからＳＰＣが完成に責任を持つ。たとえこの7条で外部に仕事を委託するとしても、ＳＰＣが責任を持つのは間違いないでしょうが。そうじゃないんですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。
○教育次長（東浦功三） 工事自体完成させるのはコンソーシアムでございます。
工事の出来についての責任はコンソーシアムにあると思います。
○6番（埴谷高夫） どこに書いてんの、そんなこと。

○教育次長（東浦功三） 町は、ＳＰＣに対してどのような委任をしてるかということは、募集要項、それから要求水準書に基づいたそういう工事をコンソーシアムにさせる業務を委任しているわけです。ですので、もしそういった募集要項、それから要求水準書にそぐわないようなものができたということは、コンソーシアムの責任でもありますし、それをさせられなかつたＳＰＣでも責任はあると、そういうことです。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 第7条は、外部への業務実施を制限する条項ですよね。そしたら、これはコンソーシアム内で業務分担を固定するという、よそへ出したらいけませんよというただのルールでしょうが。それをもって契約の性質が、準委任契約書妥当ということにはならない。契約はあくまでも工事請負契約であって、その中でコンソーシアムに実施させるということを書いてあるだけ。

もっと分かりやすく例を挙げますとこんな例があります。配達人が自分で荷物を運べないから宅配契約じゃない。このようにあなたは言っている。でも、配達の責任を持つておっておれば、誰が持つていこうとこれは契約は配達契約、請負、こういうことなんですよ。

責任を持っているのはＳＰＣ、ＫＩＭＩＮＯ　ＳＴＵＤＩＥＳですから、ここが責任を持って請負契約を結んで、そして、その中でどういう仕事をさせるかというのは、それは、これはコンソーシアムでやらせますと、単にそない書いてあるだけですよ、これは。全体を見ないと分かりませんけれども、全体、今日もやりますけれども、18分しかないので。私ね、公共工事の標準請負契約約款、これを見比べてみました、これとね。大体半分近くがこれです。この契約書の。全く一緒のもあります。ほとんど工事請負契約で成り立っている。そない言うたら語弊ありますけれども、そういうものを使って、大谷先生とあなたはつくったんですよ。どこが委任契約、準委任契約なんですか。成り立たないんですよ、そんなん。最高裁の判例でも、実質中身を見ると言ってるんですよ。それが、準委任契約ではなしに工事請負契約が非常に濃厚だと。私この質問に書きましたけれども、請負代金という言葉、何回出てくるんですか。数え切れないぐらい出できます、請負代金と。準委任契約に請負代金という言葉はありません。請負やもん、これ。あり得ないんですよ、そんなん。どこのページを見たって請負代金という言葉が出ないページないでしょうが。こんな準委任契約どこにありますという話です。そやから、全体で見たらこれは明らかに請負契約なんですけれども、次に、移ります。

こうやって1個1個、私、請負ですよと言ういくつもありなんですけれども、次は、第9条もそうですね、特許権の侵害、これは委任契約にもたまにありますけれども、企業に発注した事業をどうして費用負担するのかと書いてますので、そうやね、これを聞きましょうか。

発注者は、発注者ですよ、あなたさっきから発注者はコンソーシアムとごっちゃにしてますけれども、コンソーシアムと発注者は違いますよ。発注者はあくまでもあなたが契約したKIMINO STUDIESですよ。ここを間違わないでください。

- 教育次長（東浦功三） 受注者。
- 6番（埴谷高夫） 受注者は契約者やないの。契約者と違うの。
- 教育次長（東浦功三） 受注者がSPCです。
- 6番（埴谷高夫） 受注者がSPCって、KIMINO STUDIESやろ。
- SPCってKIMINO STUDIESじゃないの。
- 教育次長（東浦功三） そうです。
- 6番（埴谷高夫） 私なんかおかしなこと言った。
- 教育次長（東浦功三） 発注者と言われたんです。
- 6番（埴谷高夫） 発注者と言った。ごめんなさい。議長さん、すみません、今
の間違いです。取り消します。受注者です。受注者がSPC、KIMINO STUDIESですね。

KIMINO STUDIESが、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。全部KIMINO STUDIESになってるでしょう。KIMINO STUDIESが主語になってるし、KIMINO STUDIESとなってるから、ここからどうやってコンソーシアムに行くんです。コンソーシアムに行くのは7条だけでしょう。ほかもう全部そういうたてりが分からない。もうちょっと分かりやすく例で行きましょう。管理技術者もそうですけれども、そんなん請負契約の範疇ですよね。工事監理もそうだし、ちょっと時間がないので、はしりますけれども、27条行きましょうか。ここはどういう話になります。

- 議長（七良浴光） 東浦教育次長。
- 教育次長（東浦功三） 27条は賃金または物価の変動に基づく物価スライドの
条項になります。

この委任契約による金額については、最終的にはコンソーシアム企業に対してSPC

が支払う、請負工事費として支払うものでございます。ですので、こういった物価スライド、物価の変動があったときは、コンソーシアムと K I M I N O S T U D I E S 、 S P C との間に交わした請負契約の中でも必ず物価スライド条項を上げている。それに対して、その工事費の原資は町から出でますので、それに対応するための条項でございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） もう堂々巡りで仕方ないんですけれども、ここでいう主語は発注者、町で、 S P C でしょう。 S P C と町との関係だけを書いてるんよ。コンソーシアムって出てこないからね、ここに。矛盾してるでしょうが。ここでコンソーシアムの労働者がどうのこうの云々かんぬんと書いてあんねんやつたら話分かれますけれども、この契約で見る限りは、社長さん、尾形さんと瀧本さんの2人でしょうが。2人は労働者ではありませんから関係ないですよね。賃金上げたら上がりますと、そういう話にはならないでしょう。まさしくこれ労働者の賃金ですからね。請負になってくるじゃないですか、これだったら。何でこれが委任で、コンソーシアムの従業員に波及するんです、この項目が。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） この契約書の前段として、コンソーシアム企業との基本協定がございます。その基本協定を経て、この契約に至っているわけです。その基本協定では、コンソーシアムが仕事をするということは明記されております。ですので、この契約に出てくる受注者は S P C ですが、そこから発注するのはコンソーシアムということになっています。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） 堂々巡りなんで、何回やっても仕方ないんですが、もう一つ、31条行きましょう。これはもう私言います。31条は、民法の536条の1項、普通だったら、課長さんがおっしゃるように、準委任契約だったらこれが適用されるんですね。民法の536条1項で、当事者の双方の責めに帰すことができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。こういう条項なんですね。しかし、ここに書いてあるのは、10分の1を超える

額を負担しなければならない。こういう契約ですよ。これは請負契約だから入るんですよ。業務委任契約、次長さんが言うような準委任契約では、こんな項目入れる必要ないでしょう。どうして入ってるんです。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） これは、埴谷議員おっしゃるように、不可抗力による損害は、民法上は受注者負担というのは、公共工事標準請負契約約款第30条に書かれていると思います。この工事自体は公共工事でございますので、実際、工事するのはコンソーシアムです。コンソーシアムとＳＰＣの間には、その契約にはこれが適用されると考えまして、コンソーシアムに不可抗力による損害があった場合は、コンソーシアムが損害をと。それは、この契約約款により、ＳＰＣを通じた原資を出している町がそれを、100分の1を超える部分については負担すると、そういう形になってます。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 前へ進みませんけれども、当然です。前へ進んだらどもならんので、進まんのですが。何回も言いますけれども、完成責任は、これはＳＰＣが持つてるんです。間違いありません。何遍も今まで契約も言ってきましたから。ＳＰＣがやらなあかんのに、今おっしゃったように公共工事で工事をやるから、ここの10分の1、約款で、公共工事標準請負契約約款を入れてるんです。そんな話にならんでしょうが。何でそんな理屈になるんです。私はどうしても分からぬ。なぜこの約款を入れなければならぬんです。あなたが言うように、純粹にこれが準委任契約でしたと言うんだったら入れる必要ないじゃないですか。私は、これが工事請負契約ですと言うんだったら、当然です、この約款に基づいて、工事約款に基づいて入れてくださいとなりますけれども、あなた言うてんのは、これは準委任契約でしょう。違うんですか。なぜそないやってそこでまたごまかすの、全てについて。準委任契約じゃないんですか、これは。そうなんですか、ないんですか。それを前提にあなたが今おっしゃったような解釈になるの。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 実際、コンソーシアム企業と町が請負契約を結んでおったら、コンソーシアムが受注者、発注者が町という形になって、この状況はそのまま約款に従って記載されるというのはもっともです。ですが、この公共工事をさせるのはコ

ンソーシアム。そして、コンソーシアムとの契約ではなく、その工事をコンソーシアムにさせるという委任の契約をＳＰＣとしているわけです。

これは公共工事であるので、損害が出た場合の費用負担については、原資をもともと発注している町がＳＰＣを通じて100分の1を超える部分について負担する。それはもっともな話ではないかと思います。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ちょっと今の話にも関連するので、ちょっと飛びますが、36条のことをちょっと言いますね。前払金です。前払金はＳＰＣに払うのですか。それはコンソーシアムに払うんですか。どこに払うんですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 前払金については、条件が整えば、10分の4払えることになりますが、これについては、もちろんコンソーシアムに払うような契約にはなってないです。ですが、この前払金については、この条項は入れてありますが、これは適用しなく、前払金の請求はないでしていません。払うとすれば、この契約上は、コンソーシアムには直接は払われるものではありませんが、これは今回の契約の中では前払金を採用はしていません。ごめんなさい。前払金の請求はありません。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 14億の工事するのに、前払金の請求がない。なぜですか。通常では考えられない。どんな大きな会社でも、私、何十億という会社、一応携わってましたけれども、やっぱり保証協会だったら西日本ですよね。西日本建設業協会の建設保証会社の保証をつけて、そうしてやるというのは当然なんですけれども、それをやらないというのは何か理由があるわけですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 前払金を請求する請求しないは受注者のほうで決定したところでございます。その理由については、受注者の知るところです。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私から言いましょう。この契約書では請求できないんですよ。こんな請求書で保証会社が保証すると思ったら大きな間違いです。はなから、こんな契約書では請求できないと、私はそう思います。ですから、しないんですよ。というのは、取りも直さず、町長さん、この契約書おかしいんですよ。請負契約書なのに、工事請負

契約書なのに、準委任契約と称してます。ですから、建設業許可のないKIMINO STUDIESが契約相手先になります。こんなばかげた契約書はあり得ないんですよ。ほやから、どこにも全国に例がないんです。特殊なんです。というのは、私、国へ聞きましたよ。前この話しましたよね。こんなやり方ありますかと。それは聞いたことないです、知りませんと。おっしゃいますよ、そら。特殊なんですから。紀美野町だけがこういう契約をやろうとしている。通用しないんですよ、こんなことは。

それが今言った保証の話です。保証会社は、この契約書だったら駄目ですよと言います。駄目ですよと言うかどうか分からんけども、これは大変だなと言います。この契約書だったらね。

そやから前払金の請求はないんです。大きな会社やからせんでもいけるんかも分かりません。

それから、契約不適合責任、瑕疵担保責任ですね。46条に。これも、瑕疵担保責任というのは、全く請負契約の範疇ですから、委任事務とは全く関係がないということを言っておきましょう。

それから、ひどいのが60条です。60条は、公共工事標準請負契約約款にはないで、全く新しい、町が付け加えた条文になってます。まして、これ2割払うと言うんでしょう。罰金で。こんな厳しい罰則のついた条文は請負契約にはないです。ほやから、これを委任契約やと言うんやったら、それはそれまでですけれども、なぜこういうのをつけたんですか。

○議長（七良浴光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 賠償に係る規定ですが、町にとってもこの事業は14億という大きな事業、それをやっていく中で、第1号、第2号、第3号、これに当たはまるという場合は、町もそれなりのやっぱり大事な事業であるので、こういった賠償の項目でそれを縛ってあるということでございます。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、これ監査請求するつもりでいますが、監査請求が駄目だったら裁判もと考えています。それぐらい私、重大な決意を持ってこれをやります。というのは、今も申しましたように、これは格好だけ準委任契約と言いますけれども、上皮も、契約書も、収入印紙もそうですけれども、契約の中身も、この公共工事標準請負契約約款、これがほとんど中に入ってる契約なんです。まして、請負代金という文言

があらゆるところにちりばめられています。こんな準委任契約、ないんですよ。ほやから全国的にも珍しいという話になるんですよ。まして、今言った60条でしょう。体裁を整えるために入れたとしか考えられないような60条ですよ。

先ほど課長さんがおっしゃったように、成果物があつて、体育館ができる、それを造つて、期間内に造つて、それを引き渡して、それについて代金を払いますと、こういう契約ですから、明らかにKIMINO STUDIESと結んだ契約は、建設業法違反の疑いがかなり濃い、非常に濃い、私こう思います。こんな契約を進めていいんですか。最後に、町長さん、意見ください。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員が先ほどから何度も何度もこれは工事請負契約ではないかという御質問に答えて、教育次長が、これは工事請負契約ではない、委任契約やというふうに言っておりますが、私も、そういうつもりでこの契約を締結してございますので、議員がどう思われるかというのはちょっと別として、準委任契約ということで契約を締結しております。

以上です。

○議長（七良浴光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 全国的にも例がないような契約を結んで、そして、もう工事が始まってます。私、工事の内容も問題だと思ってますけれども、これは質問じゃないので聞いてください。

テント倉庫というのが出来上がって、そして、あそこが避難所にもなろうと、そういうことで14億、全部で15億5,000万をかけて、こういう契約書を結んで、そしてやろうとしている。私けしからん話やと思います。こんなことせんでも、さっきも言ったように、DBOでやってるところは、2本立てでやってる。1本ではあれですよ、特別目的会社をつくつて、そして、コンソーシアムがあつて、1本でやってるというのにはあります。ありますけれども、なぜこんなことをするかというと、やっぱり1本結んでるんですよ、請負工事契約書。なぜかというと、ここは工事請負とか言つたら非常にややこしくなるからです。SPCと全部やるとなつたら非常に契約が複雑になる。そやから分けてやるんですよ。もう1本、工事請負契約を結んでるんです。そして、オペレーションは、維持管理はもう一つ結ぶと。これ全体的な基本協定の契約というのはまだ別にありますけれども、別個で結んでる。それが普通なんですよ。SPCに全部一緒

に丸ごとやってしまう。まして5万円でしょう。5万円出資して、10万円の会社が14億の工事するんですよ。考えられますか、そんなん。14億の契約を結ばせて、それで平気なんですか。10万円の会社ですよ。普通では世間では通らないと思います。町長さんはどうなんですか。

○議長（七良浴光） 小川町長。

○町長（小川裕康） トータル的な話で申し上げますが、当然この契約案、こういう形で進めるというときには、先ほどからお名前が出ている顧問弁護士である大谷弁護士にも十分相談して、これは準委任契約であるということの、こうした指導もいただきながら進めておるところでございますので、SPC、そして、10社のコンソーシアムというような形で進めているということに対しては、これで大丈夫だというふうに考えて進めております。

以上です。

○6番（埴谷高夫） 終わります。

○議長（七良浴光） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日19日から24日までの6日間、議案精読のため休会し、25日午前9時から会議を開きたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散会

○議長（七良浴光） 本日は、これをもって散会します。ありがとうございました。

（午後 4時48分）